

麻薬取扱いの手引

平成31年2月

青森県健康福祉部医療薬務課

この手引きは、麻薬診療施設や麻薬卸売業者、麻薬小売業者等の麻薬取扱施設において麻薬を適正に取り扱うための参考資料として作成したものです。

近年、麻薬診療施設等において、麻薬の所在不明事故や廃棄届出義務違反、麻薬管理者設置義務違反等の発生がみられております。

麻薬の取扱いについて不明な点があれば、青森県健康福祉部医療薬務課又は最寄りの県型保健所に御照会願います。

公所名	所在地	電話番号	F A X 番号
青森県健康福祉部医療薬務課	〒030-8570 青森市長島1丁目1-1	017-734-9289	017-734-8089
東 地 方 保 健 所	〒030-0113 青森市第二間屋町四丁目11-6	017-739-5421	017-739-5420
弘 前 保 健 所	〒036-8356 弘前市大字下白銀町14-2	0172-33-8521	0172-33-8524
三 戸 地 方 保 健 所	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7	0178-27-5111 (代)	0178-27-1594
五 所 川 原 保 健 所	〒037-0056 五所川原市末広町14	0173-34-2108	0173-34-7516
上 十 三 保 健 所	〒034-0082 十和田市西二番町10-15	0176-23-4261	0176-23-4246
む つ 保 健 所	〒035-0073 むつ市中央1丁目3-33	0175-31-1388	0175-31-1667

～～情報窓口～～

1 麻薬関係法令検索

厚生労働省法令等データベースサービス

<http://www.mhlw.go.jp/hourei/>

2 麻薬関係様式ダウンロード

青森県庁ホームページ電子申請（様式ダウンロード）

→ 青森県電子申請・届出システム 電子申請ホーム

<https://s-kantan.com/pref-aomori-d/>

→ キーワードで検索 → 「申請先選択」で「青森県」を選択 → 「麻薬」で検索

※これらのアドレスは変更される可能性がありますので、その際は二重下線で検索してください。

目 次

I 麻薬及び向精神薬取締法の目的	1
II 麻 薬	2
1. 麻 薬 の 指 定	2
2. 麻薬の流通経路	2
III 麻薬関係各種手続一覧表	3
IV 免 許 関 係	6
1. 免 許 の 申 請	6
(1) 麻薬卸売業者の免許	6
(2) 麻薬小売業者の免許	7
(3) 麻薬施用者の免許	8
(4) 麻薬管理者の免許	9
(5) 麻薬研究者の免許	10
(6) 麻薬取扱者免許申請時の診断書について	11
2. 免許証の記載事項の変更届	12
3. 免許証の再交付	12
4. 業務廃止等の届出	12
5. 免許が失効した場合等の措置	13
6. 免許証の返納	13
V 譲受け・譲渡し関係	14
1. 譲 受 け	14
2. 譲 渡 し	15
3. 麻薬小売業者間譲渡	17
VI 取 扱 関 係	21
1. 麻 薬 の 保 管	21
2. 麻薬の施用・交付	21
3. 麻薬処方せんの受付	22
4. 麻 薬 帳 簿	22
5. 診療録（カルテ）の記載	33
6. 麻 薬 の 廃 棄	34
7. 麻 薬 事 故	37
8. 携 帯 輸 出 入	37
9. 麻薬年間報告	38
VII 参 考 資 料	44
(1) 麻薬卸売業者一覧表	44
(2) 麻薬製品一覧表	45-48
(3) 麻薬の廃棄事務手続き	49

様式例

麻薬取扱者免許申請書	68
診断書	69
麻薬取扱者免許証記載事項変更届	70
遅延理由書	71
麻薬取扱者免許証再交付申請書	72
麻薬取扱者業務（研究）廃止届	73
免許の失効等による麻薬保有届	74
免許の失効等による麻薬譲渡届	75
麻薬取扱者免許証返納届	76
麻薬譲渡証	77
麻薬譲受証	78
麻薬廃棄届	79
麻薬廃棄完了報告書	80
調剤済麻薬廃棄届	81
麻薬事故届	82
麻薬中毒者診断届	83
麻薬中毒者転帰届	84
麻薬年間報告書	85
麻薬譲渡確認証	86
麻薬譲受確認証	87
麻薬小売業者間譲渡許可申請書	88
麻薬小売業者間譲渡許可変更届	90
麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届	92
麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書	94
麻薬小売業者間譲渡許可書返納届	95

様式記載例

麻薬取扱者免許申請書	96
麻薬取扱者免許証記載事項変更届	97
遅延理由書	98
麻薬譲渡証	99
麻薬譲受証（1）	100
麻薬譲受証（2）	101
麻薬廃棄届	102
調剤済麻薬廃棄届	103
麻薬事故届（1）	104
麻薬事故届（2）	105
各麻薬業務所間のおおよその距離等を示す書類の作成例	106

I 麻薬及び向精神薬取締法の目的

麻薬及び向精神薬取締法第1条

麻薬及び向精神薬取締法は、麻薬及び向精神薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡し等について必要な取締りを行うとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行う等の措置を講ずることにより、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(解 説)

麻薬は、医薬品の開発技術の進んだ今日においても、他の医薬品よりもすぐれた鎮痛、鎮痙、鎮咳等の効果を有しているがために、医療の現場において、必要不可欠の重要な医薬品となっております。

しかしながら、麻薬の有する強力な向精神薬作用のために、ひとたび乱用したり、使用の方法を誤ると、個人的に保健衛生上の危害が生じるだけでなく、二次的な犯罪を惹起し重大な社会問題となるおそれがあります。このことは、過去の例をひくまでもなく、よく知られた事例です。

麻薬及び向精神薬取締法は、このような麻薬が医療及び学術研究以外の用途に使用されることによって生じる保健衛生上の危害を防止するため、製造、流通、使用等について厳しい規制を行うとともに、麻薬中毒者に対する必要な医療を行う等の措置を講ずることによって、公共の福祉の増進を図ることを目的としています。

II 麻 薬

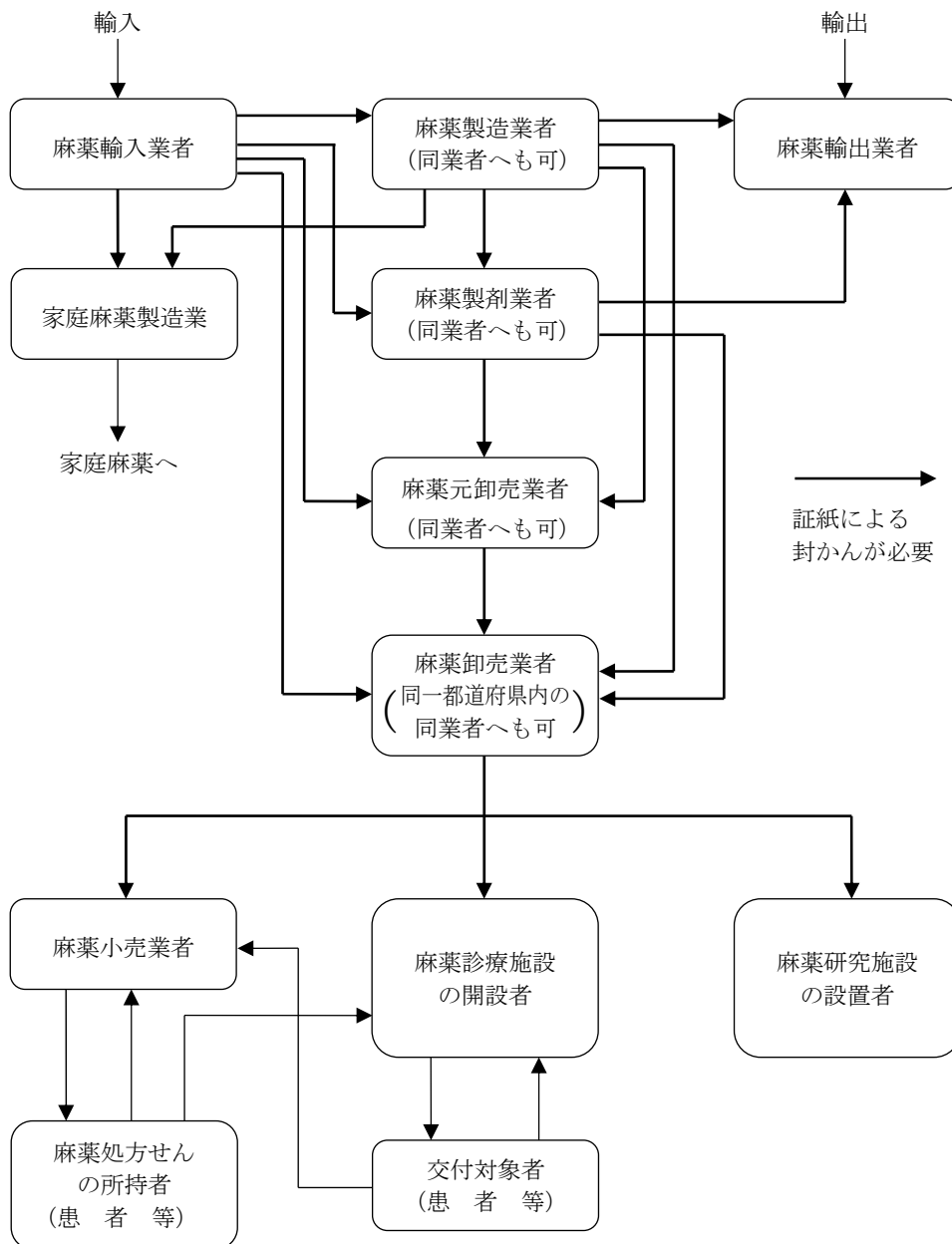
1. 麻 薬 の 指 定

麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第2条第1号により、定めています。（麻薬製品一覧表：45～48頁参照）

2. 麻薬の流通経路

麻薬の流通は、患者に譲渡する以外は、免許取得者に流通させる仕組みになっており、しかも、正規麻薬の供給の段階から使用の段階への一方通行が原則です。

なお、法第24条第12項第1号による都道府県知事の許可、第2号による東北厚生局長の許可を受けて譲り渡す場合は、除かれます。



Ⅲ 麻薬関係各種手続一覧表

H31. 2 現在

種類	事由	必要書類等	あて先	期限等	備考
麻薬取扱者免許申請	麻薬取扱者免許を受けたいとき。	1. 麻薬取扱者免許申請書 1部 2. 正本に県収入証紙を貼付 貼付額 (1) 麻薬卸売業者 (14,600円) (2) 麻薬小売業者 (3,900円) (3) 麻薬施用者 (3,900円) (4) 麻薬管理者 (3,900円) (5) 麻薬研究者 (3,900円)	知事	1. 新規 必要の都度 2. 継続 有効期限切れ前に期日を指定します。	関係条文 法第3条
免許証の記載事項の変更届	免許証の記載事項に変更を生じたとき。 注1. 麻薬卸売業者、麻薬小売業者及び麻薬管理者にあつては、業務所を移転する場合はこれに該当しない。この場合業務を廃止し、新たに免許申請を行う。 2. 麻薬施用者、麻薬研究者が他の都道府県に転出した場合を除く。この場合は業務を廃止し、移転先の都道府県知事に新たに免許申請を行う。	1. 麻薬取扱者免許証記載事項変更届 1部 2. 免許証を添付する。	知事	変更を生じた日から15日以内	関係条文 法第9条
免許証の再交付申請	免許証を毀損し、又は亡失したとき。	1. 麻薬取扱者免許証再交付申請書 1部 2. 毀損の場合は、その免許証を添付する。 3. 正本に県収入証紙を貼付 額面2,700円	知事	き損し、又は亡失したときから15日以内	関係条文 法第10条
免許証の返納	1. 免許の有効期間が満了したとき、又は免許を取消されたとき。 2. 亡失した免許証を発見したとき。	1. 麻薬取扱者免許証返納届 1部 2. 免許証を添付する。 3. 有効期間が満了し引き続き免許を取得しない場合及び免許を取り消された場合は麻薬保有届・麻薬譲渡届が必要です。	知事	1. 有効期間が満了し、又は免許を取り消されたときから15日以内 2. 発見したときから15日以内	関係条文 法第8条 法第10条
業務廃止等の届出	1. 麻薬に関する業務又は研究を廃止したとき。 2. 免許が失効したとき。	1. 業務廃止届 1部 2. 免許失効等による麻薬保有届 2部 3. 免許失効等による麻薬譲渡届 2部 4. 麻薬廃棄届 1部	知事	業務廃止したときから15日以内	関係条文 法第7条 法第29条 法第36条 県細則第9条 第1号 第2号
麻薬譲渡許可申請	法第24条第1項から同条第10項までに定める経路以外の経路で譲渡したいとき。	東北厚生局麻薬取締部に確認してください。	東北厚生局長	必要の都度（事前に）	関係条文 法第24条 法第36条
麻薬小売業者間譲渡許可申請	麻薬小売業者が麻薬の在庫不足の対応のため、不足分を近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受する場合。	1. 麻薬小売業者間譲渡許可申請書（正本2部及び副本を申請者の数と同数） 2. 全ての麻薬業務所の位置関係を示した地図 2部 3. 各麻薬業務所間のおおよその距離及び移動に要する時間、移動手段を示した書類 2部	知事	近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受する事前に	関係条文 法第24条 施行規則第9条の2
麻薬小売業者間譲渡許可変更届	1. 許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効したとき。 2. 許可業者のいずれかが他の許可業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき。 3. 許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者免許証の記載事項が変更となったとき。	1. 麻薬小売業者間譲渡許可変更届（正本2部及び副本を許可業者の数と同数） 2. 全ての麻薬小売業者間譲渡許可書（原本各1部、写し各2部）	知事	変更が生じた場合すみやかに	関係条文 法第24条 施行規則第9条の2

種類	事由	必要書類等	あて先	期限等	備考
麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届	すでに受けている麻薬小売間譲渡許可に、許可業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるとき。	1. 麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届 (正本2部と、副本を許可業者及び追加する業者の数と同数) 2. 全ての麻薬小売業者間譲渡許可書 (原本各1部、写し各2部) 3. 全ての麻薬業務所の位置関係を示した地図 2部 4. 各麻薬業務所間のおおよその距離及び移動に要する時間、移動手段を示した書類 2部	知事	新たに加えたい麻薬小売業者と譲渡・譲受する事前に	関係条文 法第24条 施行規則第9条の2
麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書	麻薬小売間譲渡許可書を毀損し又は亡失したとき。	1. 麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書 2部 2. 麻薬小売業者間譲渡許可書 ※毀損の場合 (原本1部、写し1部)	知事	毀損し又は亡失した場合すみやかに	関係条文 法第24条 施行規則第9条の2
麻薬小売業者間譲渡許可書返納届	1. 全ての許可業者が他の許可業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき。(1を除く業者が全て麻薬小売業者免許を失った場合を含む) 2. 全ての許可業者の免許が効力を失ったとき。 3. 許可書の再交付を受けた後において、亡失した許可書を発見したとき。	1. 麻薬小売業者間譲渡許可書返納届 2部 2. 全ての麻薬小売業者間譲渡許可書 (原本各1部、写し各2部)	知事	返納事由に該当することとなった場合すみやかに	関係条文 法第24条 施行規則第9条の2
麻薬廃棄届★	処方せんにより調剤された麻薬以外の麻薬を廃棄したいとき。	麻薬廃棄届 1部	知事	必要の都度 (事前に)	関係条文 法第29条
調剤済麻薬廃棄届★	処方せんにより調剤された麻薬を廃棄したとき。	調剤済麻薬廃棄届 2部	知事	廃棄後30日以内	関係条文 法第35条 規則第12条の3
麻薬事故届★	麻薬について滅失、盗取、所在不明その他の事故等がおきたとき。	麻薬事故届 2部	知事	事故発生後すみやかに	関係条文 法第35条
麻薬卸売業者半期報告	半期毎の譲渡受状況を報告するとき。	麻薬卸売業者半期報告 2部	知事	半期終了後15日以内	関係条文 法第46条
麻薬年間報告書	前年の10月1日からその年の9月30日までの間の麻薬の受払状況について報告するとき。	麻薬年間報告書 3部作成し、2部を保健所へ提出し、1部を業務所の控えとする。	知事	毎年11月30日まで	関係条文 法第47条 法第48条 法第49条
麻薬中毒者診断届	麻薬中毒者であると診断したとき。	麻薬中毒者届 2部	知事	診断後すみやかに	関係条文 法第58条の2
麻薬中毒者転帰届	麻薬中毒者のうち、がん、結核等の末期的症状に麻薬を使用したことによって、麻薬中毒者になった者が転帰したとき。	麻薬中毒者転帰届 2部	知事	転帰後すみやかに	関係通知 昭和58年3月23日

★届出者及び捺印については次表を参照のうえ作成すること。

業態		麻薬廃棄届	調剤済麻薬廃棄届	麻薬事故届
麻薬卸売業者	個人開設	開設者名＋開設者印	—	開設者名＋開設者印
	法人開設	開設者名＋代表者印※	—	開設者名＋代表者印
病院・診療所 (個人)	麻薬管理者設置	開設者名＋開設者印	開設者名＋開設者印	麻薬管理者名＋麻薬管理者個人印
	麻薬施用者のみ	開設者名＋開設者印	開設者名＋開設者印	麻薬施用者名＋麻薬施用者個人印
病院・診療所 (法人)	麻薬管理者設置	開設者名＋代表者印※	開設者名＋代表者印※	麻薬管理者名＋麻薬管理者個人印
	麻薬施用者のみ	開設者名＋代表者印※	開設者名＋代表者印※	麻薬施用者名＋麻薬施用者個人印
麻薬小売業者	個人開設	開設者名＋開設者印	開設者名＋開設者印	開設者名＋開設者印
	法人開設	開設者名＋代表者印※	開設者名＋代表者印※	開設者名＋代表者印
麻薬研究者		設置者名＋設置者印※	—	麻薬研究者名＋研究者個人印

※麻薬業務所の開設者等が国、地方公共団体若しくは法人の場合、当該麻薬業務所の長（例えば、病院長、支店長、工場長等）が届け出ても差し支えありません。この場合、当該麻薬業務所の長の職名、氏名（法人の場合、名称、当該麻薬業務所の長の職名、氏名）を、届出者の住所は、当該麻薬業務所の所在地を記載し、公印又は公印に準ずるもの（麻薬専用印等）を押印してください。

IV 免 許 関 係

1. 免 許 の 申 請 (法第3条)

(1) 麻薬卸売業者の免許

麻薬卸売業者の免許については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定により薬局開設の許可を受けている者又は同法の規定により医薬品の販売業の許可を受けている者であつて、自ら薬剤師であるか若しくは薬剤師を使用しているものでなければ免許を受けることができません。（法第3条第2項第5号）

なお、薬局開設又は医薬品販売業の許可が失効した場合は、麻薬卸売業者の免許も同時に失効するので注意してください。

ア 免許の有効期間

免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日まで。（法第5条）

イ 麻薬の譲渡

譲渡は、麻薬卸売業者免許に係る麻薬業務所の所在地の都道府県の区域内にある麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者以外の者にはできません。

ウ 免許申請書類及び手数料

提出書類名	様式	注 意 事 項
麻薬卸売業者免許申請書 (1部)	68頁	<ol style="list-style-type: none"> 1. 継続して免許を受ける者にあつては、「前免許番号」欄に、免許番号を記載すること。 2. 「麻薬業務所の所在地、名称」欄には医薬品医療機器等法上許可を受けている店舗等の名称を正確に記載し、所在地については丁目、番地、号等を省略しないで正確に記載すること。 3. 「許可又は免許の番号」欄には、医薬品医療機器等法の規定による許可番号を、「許可又は免許の年月日」欄には、医薬品医療機器等法の規定による許可有効期間の始期を記載すること。 4. 欠格事項の(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあつては、その違反の事実及び年月日を、(4)欄にあつては「ある」と記載すること。 5. 「住所」は申請書自身の現住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）を記載すること。
診 断 書	69頁	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日から1か月以内に発行されたものを添付すること。 ・法人にあつては、定款に別段の定めがないときは、業務を行う役員全員のものを提出する。また、「業務を行う役員、理事の範囲を示す書類」を添付すること。 ・そのほか、診断書の省略等については11頁を参照のこと。
平 面 図	任意	保管庫の構造の概要図を添付のこと。
青森県収入証紙		14,600円相当額を貼付し、消印をしないこと。

(2) 麻薬小売業者の免許

麻薬小売業者の免許については、医薬品医療機器等法の規定により薬局開設の許可を受けている者でなければ免許を受けることができません。（法第3条第2項第6号）

なお、薬局開設の許可が失効した場合は、麻薬小売業者の免許も同時に失効するので注意してください。

ア 免許の有効期間

免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日まで。

イ 麻薬の譲渡

麻薬小売業者は、麻薬処方せんを所持する者に麻薬を譲り渡すときは、当該処方せんにより調剤された麻薬以外の麻薬を譲り渡すことはできません。（法第25条）

また、麻薬小売業者が麻薬の在庫不足の対応のため、不足分を近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受する場合は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければなりません（麻薬小売業者間譲渡許可）。詳細はV-3. 麻薬小売業者間譲渡（17頁）を参照してください。

ウ 免許申請書類及び手数料

提出書類名	様式	注 意 事 項
麻薬小売業者 免許申請書 (1部)	68頁	<ol style="list-style-type: none"> 1. 継続して免許を受ける者にあつては、「前免許番号」欄に、免許番号を記載すること。 2. 「麻薬業務所の所在地、名称」欄には医薬品医療機器等法上許可を受けている薬局の名称を正確に記載し、所在地については丁目、番地、号等を省略しないで正確に記載すること。 3. 「許可又は免許の番号」欄には、医薬品医療機器等法の規定による許可番号を、「許可又は免許の年月日」欄には、医薬品医療機器等法の規定による許可有効期間の始期を記載すること。 4. 欠格事項の(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあつては、その違反の事実及び年月日を、(4)欄にあつては「ある」と記載すること。 5. 「住所」は申請者自身の現住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）を記載すること。
診 断 書	69頁	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日から1か月以内に発行されたものを添付すること。 ・法人にあつては、定款に別段の定めがないときは、業務を行う役員全員のものを出す。また、「業務を行う役員、理事の範囲を示す書類」を添付すること。 ・そのほか、診断書の省略等については11頁を参照のこと。
青森県収入証紙		3,900円相当額を貼付し、消印をしないこと。

(3) 麻薬施用者の免許

麻薬施用者の免許については、医師、歯科医師又は獣医師でなければ免許を受けることができません。（法第3条第2項第7号）

麻薬施用者でなければ、麻薬を施用したり、施用のため交付したり、麻薬を記載した処方せんを交付することができません。（法第27条）

ア 免許の有効期間

免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日まで。

イ 免許申請書類及び手数料

提出書類名	様式	注 意 事 項
麻薬施用者 免許申請書 (1部)	68頁	<ol style="list-style-type: none"> 1. 継続して免許を受ける者にあつては、「前免許番号」欄に、免許番号を記載すること。 2. 「麻薬業務所の所在地、名称」欄には医療法上許可を受けている病院、診療所等の名称を正確に記載し、所在地については丁目、番地、号等を省略しないで正確に記載すること。 3. 「許可又は免許番号」欄には、医師、歯科医師、獣医師免許の番号を、「許可又は免許の年月日」欄には、登録年月日を記載すること。新規に免許申請をするときは、医師等の免許証を保健所に持参し、確認を受けること。 4. 欠格事項の(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあつては、その違反の事実及び年月日を、(4)欄にあつては「ある」と記載すること。 5. 「住所」は申請者自身の現住所を記載すること。
診 断 書	69頁	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日から1か月以内に発行されたものを添付すること。 ・そのほか、診断書の省略等については11頁を参照のこと。
青森県収入証紙		3,900円相当額貼付し、消印をしないこと。

(注) 病院や診療所、介護老人保健施設などの診療施設に、患者が麻薬を持参して入院(所)してきた場合、入院(所)患者について疾病の治療(投薬及びその管理を含む)に関して診療施設が責任を持つことになり、当該患者が持参した麻薬を継続使用する場合、診療に従事する医師は、麻薬施用者免許が必要となります。

(患者が持参した麻薬については、麻薬管理者(麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあつては、麻薬施用者)に管理責任があり、当該患者の診療に従事する医師は、麻薬及び向精神薬取締法第33条第3項に基づき麻薬を施用することとなります。)

(4) 麻薬管理者の免許

麻薬管理者の免許については、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師でなければ免許を受けることができません。（法第3条第2項第8号）

二人以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設の開設者は、麻薬管理者一人を置かなければなりません。ただし、開設者が麻薬管理者である場合はこの限りではありません。（法第33条第1項）

ア 免許の有効期間

免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日まで。

イ 免許申請書類及び手数料

提出書類名	様式	注 意 事 項
麻薬管理者 免許申請書 (1部)	68頁	<ol style="list-style-type: none"> 1. 継続して免許を受ける者にあつては、「前免許番号」欄に、免許番号を記載すること。 2. 「麻薬業務所の所在地、名称」欄には医療法上許可を受けている病院、診療所等の名称を正確に記載し、所在地については丁目、番地、号等を省略しないで正確に記載すること。 3. 「許可又は免許番号」欄には、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師免許の番号を、「許可又は免許の年月日」欄には、登録年月日を記載すること。新規に免許申請をするときは、医師等の免許証を保健所に持参し、確認を受けること。 4. 欠格事項の(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあつては、その違反の事実及び年月日を、(4)欄にあつては「ある」と記載すること。 5. 「住所」は申請者自身の現住所を記載すること
診 断 書	69頁	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日から1か月以内に発行されたものを添付すること。 ・そのほか、診断書の省略等については11頁を参照のこと。
青森県収入証紙		3,900円相当額貼付し、消印をしないこと。

(注) 本県においても、毎年麻薬管理者の不設置による法（第33条）違反の事例が散見されていますので、十分に注意してください。

- ・麻薬施用者が一人だけだった業務所に、新たに麻薬施用者が従事することになったにもかかわらず、麻薬管理者を置かなかつた事例。（「従として診療に従事する麻薬診療施設」として新たに医師等が勤務する場合を含む。）
- ・移転、法人化等により、業務所の廃止及び新規開設の手続きを行い、麻薬管理者免許が失効したにもかかわらず、新規開設した業務所に麻薬管理者を置かなかつた事例。
- ・麻薬管理者の退職に伴い、後任に予め麻薬管理者免許を受けさせる必要があつたのに、前任の退職後に後任の麻薬免許申請を行ったため、麻薬管理者不設置期間を生じた事例。

(5) 麻薬研究者の免許

麻薬研究者の免許については、学術研究上麻薬原料植物を栽培し、麻薬を製造し、又は麻薬、あへん、若しくはけしがらを使用することを必要とする者でなければ免許を受けることができません。

(法第3条第2項第9号)

ア 免許の有効期間

免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日まで。

イ 免許申請書類及び手数料

提出書類名	様式	注 意 事 項
麻薬研究者 免許申請書 (1部)	68頁	<ol style="list-style-type: none"> 1. 継続して免許を受ける者にあつては、「前免許番号」欄に、免許番号を記載すること。 2. 「麻薬業務所の所在地」欄については丁目、番地、号等を省略しないで正確に記載すること。 3. 「許可又は免許番号」欄には、記載しないこと。 4. 欠格事項(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあつては、その違反の事実及び年月日を、(4)欄にあつては「ある」と記載すること。 5. 「住所」は申請者自身の現住所を記載すること。
診 断 書	69頁	・申請日から1か月以内に発行されたものを添付すること。
履 歴 書	任意	学歴、職歴、研究歴等を記載すること。
研究業務に 関する書類	任意	<ol style="list-style-type: none"> 1. 研究計画書（研究の目的、研究の内容を記載すること。栽培研究にあつては、植物名等、製造研究にあつては、原料麻薬及び製造する麻薬名等、麻薬等を使用する研究にあつては、使用する麻薬名を記載すること。） 2. 麻薬研究施設の設置者の研究同意書 3. 平面図（保管庫の位置を明示し、構造の概要図を添付のこと。） 4. 麻薬研究施設の組織図
青森県収入証紙		3,900円相当額貼付し、消印をしないこと。

(6) 麻薬取扱者免許申請時の診断書について

麻薬取扱者の免許については、法施行規則第1条において、申請書に医師の診断書を添付して申請することとなっています。麻薬という依存性の強い薬物を取り扱う者については、法第3条第3項第5号、第6号の規定により、申請者が心身の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うことができない者であるかどうか及び麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者であるかどうかの確認が不可欠です。また、麻薬取扱者に対する免許の制度が更新ではなく、有効期間が満了するごとに新たな免許を与えている趣旨にかんがみ、本来は診断書の添付を省略することは妥当ではありません。

しかしながら、以下の場合においては、一方の申請書に申請者（法人の場合は、その業務を行う役員全員とする。）に係る医師の診断書（原本）が添付され、他方に添付された診断書の副本と原本との突合ができるのであれば、副本は写しであっても差し支えありません。添付された診断書が写しの場合、申請書余白に「診断書原本は、○年○月○日○○保健所に提出済み」等と記載し、突合ができるようにしてください。

1. 医薬品医療機器等法に基づく薬局又は医薬品の販売業開設許可申請と、麻薬小売業又は麻薬卸売業の免許申請が同時になされる場合
2. 同一人（法人含む。）が開設する複数の業務所について、麻薬小売業又は麻薬卸売業の免許申請が同時になされる場合
3. 同一人について、麻薬施用者と麻薬管理者の免許申請が同時になされる場合

※注意事項

- ア いずれの場合も、診断書は申請日から1か月以内に作成されたものを提出すること。
- イ 診断書を省略する場合は、同時に申請した医薬品医療機器等法に基づく許可・麻薬取扱者免許の有効期間始期について、別の日を希望することはできないこと。
- ウ 1. において、薬局又は医薬品の販売業開設許可申請書に添付すべき診断書が省略されている場合は、麻薬取扱者免許申請の診断書は省略できないこと。
- エ 2. において、中核市保健所に医薬品医療機器等法に基づく申請をした場合は、県型保健所に提出する麻薬取扱者免許申請の診断書は省略できないこと。

2. 免許証の記載事項の変更届（法第9条）

免許証の記載事項に変更が生じた場合には、15日以内に免許証を添えて知事に届け出なければなりません。

(1) 次の場合にこの届け出をしてください。

- ① 麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬研究者及び麻薬管理者の業務所名が変更されたとき。
- ② 麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬研究者及び麻薬管理者が住所、氏名を変更したとき。
- ③ 麻薬施用者及び麻薬研究者が麻薬業務所を変更したとき。
- ④ 麻薬施用者及び麻薬研究者の従たる施設の名称が変更されたとき。
- ⑤ 麻薬施用者及び麻薬研究者が従たる施設を追加、変更又は廃止したとき。

(2) 届出書は、管轄保健所へ1部提出してください。（様式例70頁参照）

(3) 麻薬卸売業者、麻薬小売業者及び麻薬管理者の業務所が移転する場合及び法人化、法人合併等により業務所の開設者が変更になった場合は新規申請が必要です。

(4) 届出を遅延した場合は、遅延理由書等を添付してください。（様式例71頁参照）

3. 免許証の再交付（法第10条）

麻薬取扱者は、免許証を毀損し又は亡失したときは15日以内に、免許証の再交付を知事に申請しなければなりません。

(1) 申請の際の注意事項

- ① 毀損した場合には、毀損した免許証を添えること。
- ② 亡失した場合には、その事情を明記した書類を添えること。
- ③ 手数料

申請書に2,700円相当額の青森県収入証紙を所定の位置に貼り、消印しないこと。

(2) 申請書は、管轄保健所へ1部提出してください。（様式例72頁参照）

(3) 再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、免許証返納届に旧免許証を添えて15日以内に知事に返納してください。

4. 業務廃止等の届出（法第7条）

免許の有効期間中に、麻薬に関する業務又は研究を廃止したときには、15日以内に免許証を添えて業務廃止届を知事に届け出なければなりません。

(1) 次の場合にこの届け出をしてください。

- ① 麻薬の取扱業務を廃止したとき。（県外に転出する場合も含む。）
- ② 資格（医師、歯科医師、薬剤師、獣医師等）を欠くに至ったとき。
- ③ 薬局又は医薬品販売業の業務を廃止したとき。
- ④ 麻薬取扱者が死亡し、又は法人たる麻薬取扱者が解散したとき。

- (2) 届出書は、管轄保健所へ1部提出してください。(様式例73頁参照)
- (3) 記載上の留意事項
 - ① 県外転出の場合は、転出先を明記すること。
 - ② 麻薬取扱者が死亡、法人解散等の場合は、その相続人、財産管理人、合併後存続し、又は合併で設立された法人の代表者等が届出義務者であること。
- (4) 業務を廃止したときに併せて次の手続きが必要です。(次項「5.免許の失効」参照)
 - ① 「業務廃止届」と同時に「免許の失効等による麻薬保有届」を知事に提出すること。(保有麻薬がない場合も同様)
 - ② 保有麻薬がある場合は、業務廃止後50日以内に「麻薬廃棄届」を提出して麻薬を廃棄するか、他の麻薬業務所へ麻薬を譲渡して「免許の失効等による麻薬譲渡届」を提出すること。

5. 免許が失効した場合等の措置 (法第36条)

麻薬小売業者・麻薬卸売業者・麻薬診療施設の開設者等は、業務廃止等により当該施設が麻薬業務所でなくなったときは、免許失効等による麻薬保有届を15日以内に知事に届け出なければなりません。免許が失効したとき、所有している麻薬がなくても、この届出を行ってください。

- (1) 届出事項
 - 現に保有する麻薬の品名及び数量。保有がない場合は、その旨。
- (2) 届出書は、管轄保健所へ2部提出してください。(様式例74頁参照)
- (3) 麻薬小売業者・麻薬卸売業者・麻薬診療施設の開設者等が死亡、法人解散等の場合は、その相続人、財産管理人、合併後存続し、又は合併で設立された法人の代表者等が届出義務者であること。
- (4) 届け出た麻薬を所持できる期間は、届出事由の生じた日から50日以内です。
- (5) 届け出た保有麻薬は、次の方法により処理することになっています。
 - ① 他の麻薬業務所へ譲渡
 - ア 同一県内の麻薬診療施設に譲渡するときは、法定期間の50日以内に譲渡し、譲渡した日から15日以内に免許失効等による麻薬譲渡届を知事に提出すること。(様式例75頁参照)
 - イ 譲渡行為が他県にまたがるときは、東北厚生局長の譲渡許可を受けて処理すること。
 - ② 廃棄(34頁、49頁参照)

6. 免許証の返納 (法第8条)

麻薬取扱者は、次の事実が発生したとき、15日以内に免許証を添えて免許証返納届を知事に届け出なければなりません。

- (1) 次の場合にこの届出をしてください。
 - ① 有効期間が満了したとき。
 - ② 行政処分を受け、免許を取り消されたとき。
 - ③ 亡失による免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したとき。
- (2) 届出書は、管轄保健所へ1部提出してください。(様式例76頁参照)

V 譲受け・譲渡し関係

1. 譲 受 け

麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者が麻薬を購入する場合には、次の事項を遵守のうえ購入しなければなりません。

(1) 購入の相手方は、県内の麻薬卸売業者に限られています。

- ① 距離的に近くても、隣県の麻薬卸売業者からの購入は違反になります。
- ② 麻薬卸売業者の免許を持っていない店舗には、たとえ同じ系統の会社の支店や出張所、又は同じ法人の支店や出張所であっても、麻薬を注文したり、配達を依頼したりすることは禁止されています。（県内の麻薬卸売業者は、44頁を参照のこと。）

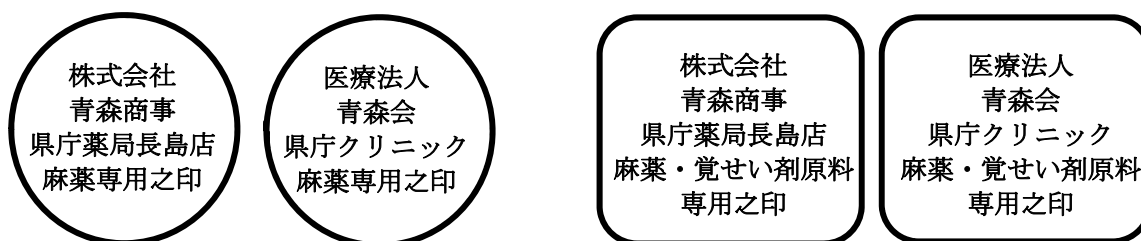
(2) 購入時には、「譲受証」と「譲渡証」の引換えが義務づけられています。

- ① 麻薬を購入するときは、麻薬卸売業者に麻薬施用者であることを明示するため、「麻薬施用（管理）者免許証」を提示するとともに、「譲受証」を提出し、相手方から「譲渡証」と麻薬の現物を受け取ります。
- ② 譲受証は、必ず購入者が法定の事項を完全に記載し、押印してください。相手方（麻薬卸売業者）に書かせることはできません。（様式例78頁参照 記載例100、101頁参照）
- ③ 譲受証への押印は、法人にあっては代表者印となりますが、支店等で代表者印が常置されていない場合は、代表者印に代わる麻薬専用の印（他の用務と併用する印は認められません。ただし、覚せい剤原料用の印を除く。）でも差し支えありません。

また、麻薬専用印には、原則として「法人名」＋「施設名」＋「麻薬専用印」の文字を印影に含むものとしてください。

麻薬専用印の例

麻薬と覚せい剤原料を
兼用する印の例



麻薬専用印の印影を上記としない場合、「当該施設の麻薬専用印であることを、代表取締役が証明した書類(任意様式)を備える」等の方法により、当該施設の麻薬専用印であることが証明できるようにしてください。

④ 譲受証は、麻薬を譲り受ける前には注文書の性格を持ち、譲り受けるにあたっては受領書の性格

をも併せ持っているので、麻薬卸売業者にあらかじめ送付するか、又は、現物及び譲渡証と同時交換しなければなりません。

⑤ 麻薬を受け取ったらすぐにその場で注文した品名、数量等間違いがないか確認してください。

⑥ 卸売業者から受取った「譲渡証」は交付を受けた日から2年間保存しなければなりません。

(3) 便利屋等第三者に麻薬の購入を委託することは禁止されています。

第三者に麻薬の輸送を委託する場合は、発送者が責任を持って依頼できる信頼性の高い輸送機関に限られます。(H13.5.7付医薬監麻発第538号、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知「麻薬輸送の自主基準について」参照)

麻薬診療施設や麻薬小売業者等の麻薬業務所が麻薬卸売業者の業務所から遠隔地にある場合等は、麻薬を麻薬卸売業者から書留便等の方法により譲り受けることは差し支えありません。麻薬卸売業者の業務所に直接出向いて麻薬を購入することは、事故等を生じやすいので、できるだけ避けてください。緊急時等やむを得ず麻薬卸売業者の業務所に直接出向いて麻薬を購入するときは、必ず互いに麻薬取扱者免許証等を提示して、身分確認を行ってください。

なお、麻薬診療施設の開設者及び麻薬小売業者は、麻薬の交付を受けた患者又は患者の家族から不要になった麻薬を譲り受けることができますが、この場合、譲り受けた麻薬をその都度、若しくはある程度まとまった段階で、麻薬管理者又は管理薬剤師が他の職員の立会いの下で廃棄し、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を青森県知事に提出してください。(様式例81頁参照)

2. 譲 渡 し (法第24条、第25条)

(1) 麻薬の譲り渡し

麻薬営業者(麻薬施用者、麻薬管理者及び麻薬研究者以外の麻薬取扱者をいう)でなければ、麻薬を譲り渡してはなりません。

また、病院、診療所、薬局等の中の麻薬の貸し借りは絶対にしてはいけません。譲渡・譲受違反となります。これは同一開設者が開設する薬局間等においても同様です。

(2) 麻薬診療施設

麻薬施用者が麻薬を施用し、又は麻薬を施用するため交付する場合を除き、麻薬診療施設の開設者は麻薬を譲り渡すことができません。

ただし、治験薬の譲渡、不良品の返品等特殊な場合については、法第24条第12項第2号の規定に基づき、東北厚生局長の許可を受けて麻薬を譲渡することができます。この場合には、麻薬譲渡許可申請書を東北厚生局長あてに提出し、事前に許可を受けてください。

麻薬施用者は自ら指示をして、診療施設の薬剤師又は患者の看護に当たる看護師に麻薬及び麻薬処方せんを患者宅に届けさせることができます。麻薬施用者は、患者の病状等の事情により、患者が麻薬を受領することが困難と認める場合には、患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた看護又は介護に当たる看護師、ホームヘルパー、ボランティア等に麻薬及び麻薬処方せんを手渡すことができ

ます。その際、不正流出等防止のため、看護師、ホームヘルパー、ボランティア等が患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた者であることを書面、電話等で確認し、診察時等には患者が指示どおり麻薬を施用していることを患者又は患者の家族等を通じて随時確認してください。

(3) 麻薬小売業者（薬局）

麻薬小売業者は、麻薬処方せんの交付を受けた者に対し、その処方せんにより調剤した麻薬を交付する以外に麻薬を譲渡することはできません。また、麻薬卸売業者へ返品することもできません。

麻薬小売業者は、患者の病状等の事情により、患者が麻薬を受領することが困難と認める場合には、麻薬処方せんの交付を受けた患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた患者の看護に当たる看護師、ホームヘルパー、ボランティア等に麻薬を手渡すことができます。その際、不正流通等防止のため、看護師等が患者の意を受けた者であることを書面、電話等で確認してください。

さらに、患者が交付された麻薬を指示どおり服薬していることを、患者又は患者の家族等を通じて随時確認してください。

また、麻薬注射剤を患者に交付するときで、患者又は患者の看護に当たる家族等に直接手渡す際には、薬液を取り出せない構造で、麻薬施用者が指示した注入速度（麻薬施用者が指示した量及び頻度の範囲内で患者が痛みの程度に応じた追加投与を選択できる「レスキュー・ドーズ」として注入できる設定も含む。）を変更できないものにしてください。ただし、患者等の意を受け、さらに麻薬施用者から医療上の指示を受けた看護師が患者宅へ麻薬注射剤を持参し、患者に施用を補助する場合（麻薬小売業者が患者宅へ麻薬注射剤を持参し、麻薬施用者から医療上の指示を受けた看護師に手渡す場合を含む。）はこの限りではありません。

なお、麻薬小売業者が患者等の意を受けた看護師等に麻薬を手渡した時点で、患者へ麻薬を交付したことになります。

(4) 業務廃止に伴う譲渡し（法第7条、第36条）

業務を廃止したり、法人が解散した際に所有している麻薬は、業務廃止後50日以内であれば、青森県内の他の麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。この場合、譲り渡した日から15日以内に「免許の失効等による麻薬譲渡届」を青森県知事に提出することが必要です。

また、譲り渡さない場合は、50日以内に「麻薬廃棄届」を青森県知事に提出して、麻薬取締員又は保健所衛生職員の立会いの下に廃棄しなければなりません。

なお、開設者が死亡した場合は、相続人等の届出義務者が同様に届け出なければなりません。

3. 麻薬小売業者間譲渡（法第 24 条第 12 項第 1 号）

麻薬小売業者が自らの麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できないという問題に対応するため、麻薬が適切かつ円滑に患者に対し提供されるよう、麻薬の在庫不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を、事前に都道府県知事から麻薬小売業者間譲渡許可を受けている近隣の麻薬小売業者間でのみ譲渡・譲受することが可能です。

なお、麻薬小売業者は、本来、麻薬処方せんによる調剤を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ、それぞれ必要な麻薬を備蓄すべきであることに十分留意してください。

(1) 麻薬小売業者間譲渡許可の申請について

2 以上の麻薬小売業者は、以下に掲げるすべての要件を満たした場合に限り、共同して麻薬小売業者間譲渡許可を申請することができます。

なお、麻薬業務所間で県内保健所の管轄をまたぐ場合は、そのいずれかの保健所に申請書を提出してください。

ア 許可の要件

許可申請に当たっては、以下に掲げる全ての要件を満たす必要があります。

- ① いずれの麻薬小売業者も、共同して申請する他の麻薬小売業者が、その在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする者であること
- ② 当該許可申請に係る全ての麻薬業務所の所在地が青森県内にあること
- ③ 申請できる麻薬業務所数は、概ね 20 業者以内であること
- ④ 麻薬小売業者間の距離は、全ての業務所間において概ね 30 分以内で移動できる範囲を超えないものであること

イ 許可の有効期限

許可の日からその日の属する年の翌々年の 12 月 31 日か、又は有効期限を限定して許可をした場合には当該期間の最後の日のいずれか早い日まで。

ウ 許可申請書類

提出書類名	様式	注意事項
麻薬小売業者間譲渡許可申請書 (正本 2 部及び 副本を申請者の数と同数)	88 頁	1. 「麻薬業務所、申請者」欄は麻薬小売業者免許証を確認し、正確に記載すること。 2. 同一人が複数の麻薬小売業者の免許を有する場合は、「申請者」欄は同一の内容を記載し、それぞれ押印すること。 3. 4 以上の麻薬小売業者が共同して申請を行う場合は、別紙 (89 頁) を設けて記載すること。 4. 期間を限定した許可を希望する場合は、申請書備考欄に記載すること。
全ての麻薬業務所の位置関係を示した地図 (2 部)	任意	1. 縮尺が分かる地図を用いること。 2. 麻薬業務所間の位置関係が分かるように地図上に明示すること。
各麻薬業務所間のおおよその距離及び移動に要する時間、移動手段を示した書類 (2 部)	任意	1. 各麻薬業務所間のおおよその距離等について記載すること (記載例 106 頁)

(2) 麻薬小売業者間譲渡許可の変更届について

許可業者は、許可の有効期間内に変更が生じた場合には、速やかに、麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて知事に届け出なければなりません。

ア 次の場合に変更届（90 頁）を提出してください。

- ① 許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効したとき
- ② 許可業者のいずれかが他の許可業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき
- ③ 許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者免許証の記載事項が変更となったとき

イ 許可業者が 3 以上の場合は、別紙（91 頁）を設けて記載してください。

ウ 全ての許可業者が押印してください。

(3) 麻薬小売業者間譲渡許可の申請者追加届について

許可業者は、許可の有効期間内に許可業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、当該許可業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができます。

ア (1)アに掲げる許可の要件を満たす場合に限り、追加届（92 頁）を提出することができます。

イ 許可業者及び追加する麻薬小売業者が 4 以上の場合は、別紙（93 頁）を設けて記載してください。

ウ 追加届の記載に当っては、全ての許可業者及び追加する麻薬小売業者が押印してください。

エ 届出に必要な添付書類は、許可申請に準じて作成してください（(1)ウ参照）。

(4) 麻薬小売間業者譲渡許可書の再交付について

許可業者は、麻薬小売間譲渡許可書を毀損し又は亡失したときは、速やかに許可書の再交付申請をしなければなりません。

ア 再交付が必要な理由を記載し、再交付申請書（94 頁）を提出してください。

イ 毀損した場合には、毀損した許可書を添えてください。

ウ 再交付を受けた後に、亡失した許可書を発見したときは、その発見した許可書を速やかに返還してください。

(5) 麻薬小売間譲渡許可申請許可書の返納について

許可業者は、以下に掲げる事由に該当することとなったときは、返納届（95 頁）を提出し、許可書を速やかに返納しなければなりません。

ア 全ての許可業者が他の許可業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき

（1 を除く業者が全て麻薬小売業者免許を失った場合を含む。）

イ 全ての許可業者の免許が効力を失ったとき

ウ 許可書の再交付を受けた後において、亡失した許可書を発見したとき。

なお、有効期間の満了により許可が失効した場合、許可書の記載からその効力がないことが確認できるため、許可書を返納する必要はありません。

(6) 許可業者の留意事項について

許可業者は、次の事項に留意する必要があります。

- ア 麻薬小売業者間譲渡許可書は、許可を受けた日から5年間保存する必要があります。
- イ 同時期に2以上の麻薬小売業者間譲渡許可を受けることはできません（ただし、許可書を返納した場合を除く）。
- ウ 麻薬小売業者間譲渡許可に基づく譲渡にあつては、証紙による封が施されているか否かを問わず、譲渡が可能です。
- エ 当該許可により他の許可業者に麻薬を譲り渡す場合には、麻薬処方せんの写し及び譲受人が作成した譲受確認書（様式例 87 頁参照）の交付を受けた後、又はこれと引換えに麻薬を交付し、同時に自らが作成した譲渡確認書（様式例 86 頁参照）を麻薬の譲受人に交付してください。
- オ 麻薬処方せんの写し及び譲渡確認書又は譲受確認書は、交付を受けた日から2年間保存する必要があります。
- カ 麻薬の運搬は、それぞれの管理薬剤師又はその管理の下で業務に従事する者が行い、配送業者や麻薬卸売業者等が運搬することのないようにしてください。
- キ 麻薬の交付を行う際は、譲渡側・譲受側の許可業者の双方が立ち会い、品名・数量、破損等の有無を直接確認してください。
- ク 麻薬の交付は、事故の未然防止の観点から適切と考えられる場所で行ってください。
- ケ 麻薬の交付時までに破損等が確認された場合は、譲渡側の許可業者において事故届を提出し、交付後に破損等が確認された場合は、譲受側の許可業者において事故届を提出してください。
- コ 他の許可業者との間で譲渡・譲受を行った麻薬の品名・数量等について、麻薬帳簿に記載する必要があります。
- サ 麻薬帳簿への記載を行う際には、麻薬帳簿の備考欄に譲渡・譲受の相手方の名称を併せて記載する必要があります。

記載例) 譲り渡す薬局の麻薬帳簿

品名	MS コンチン錠10mg		単位	T	
年月日	患者氏名	受入	払出	残	備考
H30.10.1				70	前年繰越
H30.10.2			14	56	A薬局へ譲渡

記載例) 譲り受ける薬局の麻薬帳簿

品名	MS コンチン錠10mg		単位	T	
年月日	患者氏名	受入	払出	残	備考
H30.10.2		14		14	B薬局から譲受
H30.10.2	○川 ○夫		14	0	

- シ 他の許可業者との間で譲渡・譲受を行った麻薬の品名及び数量について、麻薬年間報告書（様式例 85 頁、記載例 42 頁参照）に記載する必要があります。
- ス 譲渡側の許可業者は、譲受側の許可業者が受領した麻薬処方せんに基づく予製行為を行うことはできません。
- セ 散剤麻薬は、必要量を秤量して譲渡することとし、譲渡側において秤量誤差が生じた場合は、アヘンチンキの自然減量及びモルヒネ原末等の秤量誤差と同様に帳簿等の処理を行ってください。
- ソ ファクシミリで電送された麻薬処方せんに基づき、許可業者間で麻薬の譲渡・譲受を行って差し支えありませんが、麻薬の譲渡・譲受を行った後に譲受側の許可業者に患者が来局しなかった場合は、当該許可業者はその旨を帳簿の備考欄に記載した上で、在庫として取り扱うこととし、譲渡側の許可業者には返却できません。

VI 取扱関係

1. 麻薬の保管（法第34条）

麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬を、その麻薬業務所内で、麻薬以外の医薬品（覚せい剤を除く。）と区別し、鍵をかけた堅固な設備内に貯蔵しなければなりません。

なお、麻薬診療施設の麻薬施用者が院外麻薬処方せんのみを交付し、麻薬を保管する予定のない診療施設は、必ずしも麻薬保管庫の設置を要しません。ただし、麻薬診療施設内で麻薬を施用する必要が生じ、保管することとなった場合は、堅固な保管庫を設置してください。

(1) 保管庫の構造

鍵をかけた堅固な設備とは、麻薬専用の固定した金庫又は容易に移動できない金庫（重量金庫）で、施錠設備のあるものをいいます。手提げ金庫、スチール製ロッカー、事務機の引き出し等は麻薬の保管庫とはなりません。

(2) 保管庫の設置場所

保管庫は麻薬業務所内に設置しなければなりません。よって、麻薬業務所ではない医師の自宅等に設置することはできません。

なお、設置にあたっては、薬剤部、調剤室、薬品倉庫等のうち、盗難防止を考慮し、人目につかず、関係者以外の出入りがない場所を選ぶことが望まれます。

(3) 麻薬のみの保管

保管庫には、麻薬のほか覚せい剤と一緒に保管することができますが、向精神薬等その他の医薬品、現金及び書類等と一緒に入れることはできません。

2. 麻薬の施用・交付（法第27条）

麻薬施用者でなければ、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはなりません。

(1) 麻薬施用者であっても、次のような目的で麻薬を施用することは禁じられています。

- ① 疾病の適正な治療以外の目的
- ② 麻薬中毒者の中毒症状緩和の目的
- ③ 中毒治療の目的

(2) 麻薬処方せんには、麻薬施用者自身が次の事項を記載する必要があります。

- ① 患者の氏名、年齢（又は生年月日）
- ② 患者の住所
- ③ 麻薬の品名、分量、用法、用量（投薬日数を含む）
- ④ 処方せんの使用期間（有効期間）
- ⑤ 処方せんの発行年月日
- ⑥ 麻薬施用者の記名押印又は署名、免許番号
- ⑦ 麻薬業務所の名称、所在地

ただし、院内処方せんの場合には、上記の②、④、⑦の事項を省略することができます。

- (3) 病院、診療所をまわり、麻薬、向精神薬等を不正に入手するために、虚偽の症状を訴える者がいます。この者たちは、巧みに嘘をつきますので十分に注意してください。特徴等としては、以下に列挙したような点があります。

なお、不審な者が来た場合には、すみやかに東北厚生局麻薬取締部、または青森県医療薬務課までご連絡願います。

- ① 住所、氏名等を正確に申告しない。
- ② 夜間等に飛び込みで受診する。
- ③ 保険証を持参しない等、自費診療を希望する。
- ④ 本人が申し立てる病名が直ちに麻薬、向精神薬等を施用するほどのものでないことが多い。
- ⑤ 商品名を指定して希望する。
- ⑥ 苦痛の訴え方が大げさである。
- ⑦ 一度、施用すると、続けて2、3度来院するようになる。
- ⑧ 疾病の治療（検査等を含めて）を受けようとしめない。
- ⑨ 施用を断ると、威嚇または暴力的な態度となる。

3. 麻薬処方せんの受付（法第27条第6項）

- (1) 麻薬処方せんの記載事項

麻薬処方せんのうち、患者の住所及び麻薬施用者の免許番号については、一般の処方せんにはない項目ですので、麻薬処方せんを受け付ける場合には、必ず当該項目が記載されていることを確認してください。

- (2) ファクシミリによる麻薬処方せんの取扱いについて

ファクシミリにより送信された麻薬処方せんの処方内容に基づき麻薬の調剤等を開始することは、一般薬と同じようにできます。後刻、実物の麻薬処方せんを受領し、内容を確認してから麻薬を交付してください。

なお、患者等が麻薬を受け取りに来ない場合、調剤前の麻薬として再利用できます。ただし、液剤等で再利用できず廃棄する場合は、事前に麻薬廃棄届を青森県知事に提出してください。

- (3) 不備又は不審な処方せんの取扱い

処方せん中に疑義がある場合、処方せんを交付した医師等に問い合わせ、疑義を確認した後でなければ、調剤できません。最近、処方せんをカラーコピーして偽造し薬局に持ち込むといった事件が頻発しており、注意が必要です。

なお、偽造、変造処方せんと疑われる処方せんが薬局へ持ち込まれたときは、処方せんを返却することなく、すみやかに青森県医療薬務課までご連絡願います。

4. 麻薬帳簿（法第37条、第38条、第39条、第40条）

麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設では麻薬施用者。以下

同様。)及び麻薬研究者は、麻薬診療施設等に帳簿を備え、次のとおり記載してください。

なお、院外麻薬処方せんのみを交付し、麻薬を保管していない診療施設であっても、麻薬帳簿は備え付けなければなりません。

(1) 記載事項は次のとおりです。

- | | | |
|----------|---|------------------|
| ① 譲 受 け | } | した麻薬の品名、数量、その年月日 |
| ② 廃 棄 | | |
| ③ 譲 渡 し | | |
| ④ 施 用 | | |
| ⑤ 事故届を提出 | | |

(2) 記載にあたっては次の事項に注意する必要があります。

- ① 帳簿は品名、剤型、濃度別に口座を設けて記載すること。
 - ② 帳簿は25頁の様式を参考とすること。
 - ③ 帳簿の記載には万年筆、ボールペン等文字の消えないものを使用すること。
 - ④ 麻薬の受払い等をコンピュータを用いて処理し、出力された印刷物を帳簿とする場合は、出力された印刷物が1か所に整理され、立入検査の際に直ちに提示できるようにしておくこと。
 - ⑤ 帳簿の訂正は、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい数字等を記載し、訂正した箇所に訂正印を押印すること。修正液や修正テープは使用しないこと。
 - ⑥ 帳簿の記載は、原則として麻薬の受入れ又は払出しの都度行うこと。
 - ⑦ 「受入れ」について
 - (ア) 「受入れ」の年月日は、麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日を記載すること。なお、実際の受入日が麻薬譲渡証に記載された年月日と異なる場合は、実際の受入日を備考欄に記載すること。
 - (イ) 購入先の麻薬販売業者の氏名又は名称及び購入した麻薬の製品番号は備考欄に記載すること。
 - ⑧ 「払出し」について
 - (ア) 麻薬注射剤を仮払い方式で払出した場合は、施用の日をもって帳簿からの払出しとして記載すること。
 - (イ) 注射剤以外の錠剤、散剤、水剤、坐剤等については、麻薬処方せんによって調剤された日をもって払出しの日として記載すること。
 - (ウ) 麻薬廃棄届に基づき麻薬を廃棄した場合は、その麻薬の払出しの欄に廃棄した麻薬の数量を記載し、備考欄に麻薬廃棄届出年月日を記載すること。(廃棄した際には、保健所職員等立会者の署名又は記名押印を受けること。)
 - (エ) 調剤済麻薬廃棄届に基づき麻薬を廃棄した場合は、備考欄に患者氏名(患者遺族等氏名)、廃棄年月日、調剤済麻薬廃棄届出年月日を記載し、立会者の署名又は記名押印をすること。
- (3) 麻薬管理者等は、この帳簿を閉鎖したときは、速やかに開設者に引き渡さなければなりません。

- (4) この帳簿は、最終記載の日から2年間保存する義務があります。また、麻薬管理者、麻薬研究者は、帳簿を閉鎖したときは、すみやかにこれを診療施設開設者、研究施設設置者に引き渡さなければならず、引き渡しを受けた者は、これを最終記載の日から2年間保存する義務があります。
- (5) 麻薬廃棄簿（補助簿）について
交付された麻薬を患者又は患者の遺族等から譲り受けた場合には、廃棄することとし、麻薬管理簿（元帳簿）の補助簿を作成すると便利です。（32頁参照）
- (6) 麻薬に名称変更があった場合は、帳簿を別に作成して管理することが望ましいです。

帳簿の様式例

品名			単位		
年月日	患者氏名	受入	払出	残	備考

主な記載例

(1) アンプル注射剤

品名	モルヒネ塩酸塩注射液10mg		単位	A	
年月日	患者氏名	受入	払出	残	備考
H30.10.1				3	前年繰越
H30.10.3		30		33	〇〇会社から購入 製品番号△△△
H30.10.5	〇川 〇夫		1	32	残液0.3ml廃棄 立会者△△△
H30.10.31			1	31	破損により流出 11.1事故届提出
H30.11.1	〇川 〇子		1	30	

注1. 受入れ、払出しの記録はアンプル単位で記載すること。

注2. 例えば、1ml入りのアンプル注射剤を1人の患者に0.7mlを施用し、残液を廃棄した場合

払出欄に1と記載し、備考欄に残液0.3ml廃棄と記載すること（カルテには、実際に施用した数量0.7mlを記載する。）。なお、備考欄やカルテは成分量での記載も可能（例：〇〇mg）。

注3. 施用残液の廃棄は、麻薬管理者（麻薬管理者がいない場合にあっては麻薬施用者。以下同じ。）

が確実に把握できる状況のもとに行うこと。なお、廃棄の際には麻薬業務所の他の従事者が立ち会うことが適当であること。

(2) アヘンチンキなど

品名	アヘンチンキ		単位	mℓ	
年月日	患者氏名	受入	払出	残	備考
H30.10.1				2.5	前年繰越
H30.10.3		25		27.5	〇〇会社から購入 製品番号△△△
H30.10.5	〇川 〇夫		1.2	26.3	(※1)
H30.10.5				25.0	秤量誤差による帳簿訂正 -1.3mℓ 立会者〇村〇 (※2)

注1. アヘンチンキが滴数で処方されていても「払出」欄はmℓに換算して記載すること。

注2. アヘンチンキの自然減量及び末、倍散の秤量誤差については、麻薬管理者が他の職員の立会いのもとに確認の上帳簿にその旨記載し、備考欄に立会者が署名又は記名押印すること。

(3) モルヒネ塩酸塩水和物のように倍散として使用するもの

(コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除いた散、末)

① まず原末の口座を作る。

品名	モルヒネ塩酸塩水和物		単位	g	
年月日	患者氏名	受入	払出	残	備考
H30.10.1				3.0	前年繰越
H30.10.3			3.0	0	10%散に調製
H30.10.5		5.0		5.0	〇〇会社から購入 製品番号△△△

② 次に、倍散の口座に移し、患者の氏名等を記載する。

品名	10%モルヒネ塩酸塩水和物		単位	g	
年月日	患者氏名	受入	払出	残	備考
H30.10.1				5.7	前年繰越
H30.10.3		30.0		35.7	原末から調製
H30.10.5	〇川 〇子		0.3	35.4	

(4) コデインリン酸塩水和物、エチルモルヒネ塩酸塩水和物など

① まず原末の口座を作る。

品名	コデインリン酸塩水和物		単位	g		備考
年月日	患者氏名	受入	払出	残		
H30.10.1				5		前年繰越
H30.10.3			5	0		10%散に調製
H30.10.5		25		25		〇〇会社から購入 製品番号△△△
H30.10.23			5	20		10%散に調製

② 次に倍散の口座に移す。

品名	10%コデインリン酸塩水和物		単位	g		備考
年月日	患者氏名	受入	払出	残		
H30.10.1				3.5		前年繰越
H30.10.3		50.0		53.5		原末から調製
H30.10.5			53.5	0		
H30.10.23		50.0		50.0		原末から調製

注1. コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類は、受入を記載し、在庫がなくなった時点で全量を払出して残を「0」とする。個々の払い出しについて記入する必要はありません。

(ただし、カルテには、使用の都度記載すること。)

(5) コカイン塩酸塩（耳鼻科用、眼科用、歯科用）

- ① 原末の口座及び予製液の口座を作ることは、(4) コデインリン酸塩水和物の場合と同じ。
- ② 予製したものを施用する場合には、次のように記載する。

品名	1%コカイン塩酸塩液		単位	mℓ	
年月日	患者氏名	受入	払出	残	備考
H30.10.1				10.5	前年繰越
H30.10.3	綿棒		20本		
H30.10.5	点眼		30回 (又は滴数)		
H30.10.9	スプレー		30回	0	残量ゼロ（10/1～10/9、10.5mℓ払出）
H30.10.10		20		20	原末から調製
H30.10.10	綿球		30回		
H30.10.15	点眼		20回 (又は滴数)		
H30.11.1				5.5	秤量確認（10/10～11/1、14.5mℓ払出）

注1. 患者名は省略し、払出欄には、その日に施用した綿棒、綿球、点眼等の総計（本数、回数、滴数、個数）を記載すること。

注2. 少なくとも1か月に1回以上残液量を計算すること。

注3. 予製量は、1か月分（又は50mℓ）以下とし、残液の不良化、不潔化の防止を図ること。

(6) 錠 剤

品名	MS コンチン錠10mg		単位	T	
年月日	患者氏名	受入	払出	残	備考
H30.10.1				2000	前年繰越
H30.10.2	○田 ○夫		56	1944	
H30.10.3 (※1)		(20)		1944	△山△郎より返納 10.13廃棄 10.10調剤 済麻薬廃棄届提出 立会者△△△
H30.10.5 (※2)		* (10)		1954	×沢×子より返納
H30.10.6 (※3)		(18)		1954	外来○川△雄の家族○川□子の持込み 10.10廃棄 10.20調剤済麻薬廃棄届提出 立会者□□□
H30.10.10 (※4)			125	1829	変質により廃棄 9.28麻薬廃棄届提出 立会者 ○○保健所 小○原○彦 ○木○也
H30.10.11 (※5)		(8)		1829	□田○子持参 入院後施用 10.13死亡 10.16 4 T廃棄 10.20調剤済麻薬廃棄届 提出 立会者□□□

※1. 入院患者より返納を受けた麻薬を廃棄した場合

※2. 入院患者より返納を受けた麻薬を再利用する場合

※3. 外来患者より返納を受けた麻薬を廃棄した場合

※4. 麻薬廃棄届に基づき麻薬を廃棄する場合

※5. 外来患者が再入院、転院の際に持参した麻薬をそのまま患者に施用し、途中で死亡した場合

注1. 入院患者に調剤された麻薬の全部又は一部が施用されず残余が生じたときは、病棟から返納された日をもって「受入」欄に受入数量を（ ）書きで記載すること。受け入れた麻薬を廃棄する場合は残高に加えないこと。(※1)

注2. 入院患者から返納された麻薬を再利用する場合は「受入」欄に（ ）書きに*印を付するとともに受入数量を残高に加算すること。(※2) なお、外来患者から返納された麻薬の再利用は不可。

注3. 再入院、転院等により患者が引き続き麻薬を使用する必要がある場合は「受入」欄に受入数量（ ）書きで記載すること。この場合、受け入れた麻薬は残高には加えないこと。(※5)

注4. 同日中に多数の患者から返納があった場合は、患者ごとに返納量がわかるように記載すること。(○田○夫ほか×名から返納とは記載しないこと。)

(7) バイアル製剤

① バイアル単位で記載する場合

バイアル単位の払出しで、かつ、1つのバイアルについて複数回払出し（同一人への複数回払出しを含む）を行わない場合のみ、この記載を行ってください。

品名	ケタラール静注用200mg		単位	V	
年月日	患者氏名	受入	払出	残	備考
H30.10.1		10		10	前年繰越
H30.10.2	○中 ○治		1	9	施用残液8ml廃棄 立会者 ○田○介 (※1)
H30.10.10			2	7	落下による破損 全量回収不可 10.11麻薬事故届提出

※1 1バイアル（20ml）を払出し、12mlを施用して残液を廃棄した場合、払出欄に1と記載し、備考欄に施用残液8ml廃棄と記載すること。（診療録には、実際に施用した数量12mlを記載する。）

② ml単位で記載する場合

品名	ケタラール静注用200mg		単位	ml	
年月日	患者氏名	受入	払出	残	備考
H30.10.1		30		30	前年繰越 AA-0001
H30.10.1	三○ ケンタ		3	27	犬雑種3歳 (※1)
H30.10.2	○山 ララ		2	25	猫ペルシャ2歳 1ml廃棄 立会者 ○田○子 (※2)
H30.10.3	○田 タロウ		3	22	犬柴4歳 3ml廃棄 立会者○麻○子 1.20調剤済廃棄届提出 (※3)
H30.10.3				20	秤量誤差による帳簿訂正 - 2ml 立会者○村○ (※4)
H30.10.3			20	0	陳旧化による廃棄 9.20麻薬廃棄届提出 立会者 ○○保健所 小○原○彦 ○木○也 (※5)
H30.10.4		20		20	10.5納品 ○○会社から購入 製品番号△△△ (※6)
H30.10.10	手○森 タマ		3	17	猫シャム3歳
H30.10.10			17	0	落下による破損 全量回収不可 10.11麻薬事故届提出 (※7)

- ※1 患畜の場合は、種類、所有者又は管理者氏名等、当該個体を識別できるように記入する。
- ※2 施用したものの残液が発生した場合は、廃棄した数量を立会者の下、mℓ単位で記入する。
- ※3 注射等に充填したものの施用しなかった場合については、薬液を廃棄した後30日以内に調剤済麻薬廃棄届を提出し、帳簿に記入する。
- ※4 受入時に概算量を帳簿に記入し生じた誤差を修正する場合、必ず立会者が確認してから訂正する。
- ※5 年月日欄には、青森県職員の立会の下、廃棄した日を記入する。
- ※6 受入の年月日は、麻薬譲渡証記載の年月日を記載し、実際に麻薬卸売業者から納品を受けた日は備考欄に記入する。また、備考欄には併せて卸売業者の名称と製品番号を記入する。
- ※7 年月日欄には事故のあった日、払出欄には事故麻薬の数量、備考欄には事故の状況（落下破損、紛失、盗取等）を簡潔に記入する。

③ バイアル単位の帳簿とmℓ単位の帳簿の両方を作成して管理する場合

まず、バイアル単位の口座を作る。

品名	ケタラール静注用200mg		単位	V	
年月日	患者氏名	受入	払出	残	備考
H30.10.1				3	前年繰越
H30.10.3		10		13	〇〇会社から購入 製品番号 HK-150831
H30.10.5			1	12	mℓ口座へ移行 HK-170418

次に、mℓ口座に移し、患者の氏名等を記載する。

品名	ケタラール静注用200mg		単位	mℓ	
年月日	患者氏名	受入	払出	残	備考
H30.10.3		20		20	V口座から移行 HK-170418
H30.10.5	〇林 ロン		6	14	犬ゴールデンリトリバー 3歳
H30.10.10	夏〇 ゴロー		2	12	犬シーズー 1歳

※mℓ口座については、1V毎に閉じて管理することが望ましいです。

(8) バイアル製剤【凍結乾燥製剤】

凍結乾燥製剤はバイアルで払い出された後、術場で水溶液を用いて希釈し施用されるため、施用残は液剤として返却されます。そのため、麻薬管理者は、術場での希釈濃度を把握し帳簿へ記載する必要があります。

品名	アルチバ静注用 2mg		単位	V		
年月日	患者氏名	受入	払出	残	備考	
H30.10.1		10		10	前年繰越	
H30.10.2	青森 太郎		2	8		
H30.10.5	弘前 花子		1	7	施用残返却分 5ml (100 μ g/ml) 廃棄 立会者 八戸太郎 (※1)	
H31.4.30			7	0	陳旧化による廃棄 11.15麻薬廃棄届提出 立会者 ○○保健所 五所川原花子 十和田太郎 (※2)	

※1 返却された数量とその濃度を併記する

※2 年月日欄には、青森県職員の立会の下、廃棄した日を記入する

(9) 麻薬廃棄簿（補助簿）

患者に交付された麻薬が、患者又は患者の遺族等から返納された場合や、患者の転院時等に持込みされた麻薬を譲り受け、それを継続使用しないことになった場合には、麻薬管理簿（元帳簿）のほかに麻薬廃棄簿（補助簿）を作成し、廃棄の記録を残すと便利です。

品名	MS コンチン錠10mg		単位	T	廃棄方法	粉砕溶解後放流
受入年月日	受入数量	廃棄年月日	立会者氏名	廃棄届出年月日	備考	
H30.10.3	20	H30.10.3	□□□	H30.10.10	△山△郎	
H30.10.6	18	H30.10.10	□□□	H30.10.20	外来○川△雄の家族○川□子の持込み	
H30.10.11	4	H30.10.16	□□□	H30.10.20	□田○子	

5. 診療録（カルテ）の記載（法第41条）

(1) 麻薬施用者が麻薬を施用し、施用のため交付したときは、医師法、歯科医師法又は獣医師法に規定する診療録（診療簿）に次の事項を記載する必要があります。

- ① 患者の氏名、性別、年齢及び住所（患者にあつては、その種類並びにその所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所、性、年齢、名号、頭羽数及び特徴）
- ② 病名及び主症状
- ③ 麻薬の品名及び数量
- ④ 施用又は交付の年月日

(2) 記載に当たっては、次の事項に注意して下さい。

- ① 注射剤の数量の記載については、A（アンプル）単位の記載ではなく、実際に施用した数量を記載して下さい。
- ② 麻薬を継続して施用し、若しくは施用のため交付する際には、2回目以降についても、do.、前同、〃、約束処方番号、保険点数等のみを記載するのではなく、麻薬の品名、数量を記載して下さい。
- ③ 麻薬の品名の記載は、局方名、一般名、商品名又は簡略名（リンコデ、塩モヒ程度の略名であれば可）のいずれでもよく、英文による記載でも差し支えありません。

ただし、麻薬の品名、数量のわからない約束処方名では記載しないで下さい。

- ④ 医師等処方欄及び処置欄に麻薬の品名及び数量を記載した場合は、その下に朱線を引くか、**㊦**を朱書き又は押印すると、麻薬であることが一目でわかるため便利です。

なお、処置欄への記載については、施用した麻薬の品名及び数量を記録した書面を添付しても差し支えありません。

- ⑤ コカイン水のような処置用麻薬を施用した場合には、綿棒の数、スプレー数等を記載して下さい。
- ⑥ モルヒネ坐剤を施用した場合には何mgの坐剤を何個施用したのかが分かるように記載して下さい。
- ⑦ モルヒネ水溶液等の水剤を連続して施用する場合には、何回分の処方の何回を施用したのかが分かるようにすると便利です。（例えば15回分の3回目の施用であれば麻薬の品名、数量とともに3/15と記載する。）
- ⑧ 診療録の保存期間は、医師法及び歯科医師法により5年間と決められており、診療簿の保存期間は、獣医師法により牛、水牛、しか、めん羊及び山羊のものにあつては8年間、その他の動物のものにあつては、3年間と決められています。

6. 麻 薬 の 廃 棄 (法第29条・第35条第2項)

麻薬を廃棄しようとするときは、麻薬の品名、数量及び廃棄の方法等について、青森県知事に届け出なければなりません。

(1) 事前の届出による麻薬の廃棄の場合（麻薬廃棄届）

① 届出者

- ・麻薬を廃棄しようとする者であり、麻薬取扱者の場合、麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者、麻薬研究施設の設置者（以下「麻薬業務所の開設者等」という。）になります。
- ・麻薬業務所の開設者等が国、地方公共団体若しくは法人の場合、当該麻薬業務所の長（例えば、病院長、支店長、工場長等）が届け出ても差し支えありません。
- ・届出者が死亡、解散などした場合、相続人、清算人などが届け出てください。
- ・押印は、法人の場合は当該法人印を押印することとなりますが、当該麻薬業務所の長で届出を行う場合は、当該麻薬業務所の長の職名、氏名（法人の場合、名称、当該麻薬業務所の長の職名、氏名）を、届出者の住所は、当該麻薬業務所の所在地を記載し、公印又は公印に準ずるもの（麻薬専用印等）を押印してください。

② 廃棄の対象となる麻薬

- ・麻薬処方せんにより調剤された麻薬以外の麻薬です。
 - ア 所有する麻薬が陳旧、変質、破損、汚染、調剤過誤などの理由で譲渡又は使用できなくなった麻薬
 - イ 所有する麻薬で譲渡又は使用の見込みがなく不要な麻薬
 - ウ 業務廃止、開設者死亡などに伴い不要となった麻薬

③ 届出書の提出

- ・麻薬を廃棄しようとするときは「麻薬廃棄届」を事前に管轄保健所へ1部提出してください。（様式例79頁参照）

④ 廃棄の立会い

- ・麻薬廃棄の立会いには、麻薬取締員あるいは保健所等の関係職員の2名が立会います。

⑤ 帳簿の記載

- ・麻薬を廃棄した場合は、麻薬帳簿に、廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日を記載してください。また、備考欄に廃棄の届出年月日を記載し、保健所職員等立会者の署名又は記名押印を受けてください。（29頁参照）

⑥ 廃棄完了報告

- ・完了後は速やかに麻薬廃棄完了報告書を管轄保健所へ1部提出してください。（様式例80頁参照）

(2) 事後の届出による麻薬の廃棄（調剤済麻薬廃棄届）

① 届出者

- ・麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄した者であり、麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者になります。
- ・届出者が、国、地方公共団体若しくは法人の場合、当該麻薬業務所の長（例えば、病院長、診療所長、支店長等）が届け出ても差し支えありません。
- ・押印は、法人の場合は当該法人印を押印することとなりますが、当該麻薬業務所の長で届出を行う場合は、当該麻薬業務所の長の職名、氏名（法人の場合、名称、当該麻薬業務所の長の職名、氏名）を、届出者の住所は、当該麻薬業務所の所在地を記載し、公印又は公印に準ずるもの（麻薬専用印等）を押印してください。

② 廃棄の対象となる麻薬

- ・別表第1に掲げる麻薬処方せんにより調剤された麻薬（患者等から麻薬診療施設等に返却される麻薬を含む。）となります。

③ 届出書の提出

- ・麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄したときは、廃棄した日から30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を管轄保健所へ2部提出してください。（様式例81頁参照）
- ・麻薬の廃棄はすみやかに行ってください。なお、30日以内であれば、その間に廃棄した複数のものを取りまとめて一つの届出書で提出して差し支えありません。

④ 廃棄の立会者

- ・廃棄は、麻薬小売業者又は管理薬剤師、麻薬診療施設の開設者又は麻薬管理者（麻薬管理者がいない場合は、麻薬施用者）が行うこととなりますが、その際は、当該麻薬業務所の他の薬剤師又は職員が立会うこととなります。

⑤ 帳簿の記載

- ・廃棄した麻薬は麻薬帳簿のほか、専用の別帳簿（補助簿）に記載することとして差し支えありません。（32頁参照）
- ・帳簿の当該麻薬の備考欄に廃棄した年月日、廃棄の届出年月日、麻薬の数量を記載し、廃棄の立会者は記名押印又は署名をしてください。（29頁、32頁参照）

(3) 麻薬注射剤の施用残液の廃棄（施用に伴う消耗）

麻薬注射剤の施用残液及びIVH（中心静脈への点滴注射）に麻薬注射剤を注入して用いたものの残液は、青森県知事に届け出ることなく、麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）が、麻薬診療施設の他の職員の立会いの下に放流、焼却等の適切な方法で廃棄してください。この場合、麻薬帳簿の麻薬注射剤を払い出したときの備考欄に廃棄量を記載し、立会者の署名又は記名押印をしてください。（25頁参照）

(4) 麻薬廃棄の場所及び方法

① 廃棄の場所

- ・麻薬の廃棄は、麻薬業務所等麻薬の廃棄に適した場所において行ってください。

② 麻薬の廃棄の方法

- ・麻薬を廃棄する場合、焼却、放流、酸やアルカリによる分解、希釈、他の薬剤との混合等、麻薬の回収が困難な方法で行ってください。
- ・調剤済麻薬及び麻薬注射剤の施用残液の廃棄にあたっては、必ず麻薬業務所の他の職員の立会いの下に行ってください。

別表第1

麻薬処方せんにより調剤された麻薬の範囲

番号	分類	備考
1	患者に交付された散剤、錠剤、水剤、坐剤等	患者への交付後に服用又は使用中止となったものや患者の飲み残し等が該当する。
2	患者に施用するために調剤された散剤、錠剤、水剤、坐剤等（ただし、誤調剤、誤調製は除く）	患者への交付前に投薬中止となったものが該当する。
3	患者に施用するために調剤された注射剤（ただし、誤調剤、誤調製は除く）	注射器に充填済みのものを含む。 以下の時点で調剤の前後を判断する。 アンプル製剤：アンプルをカットした時点 バイアル製剤：注射針で溶解液を吸い上げた時点 プレフィルドシリンジ製剤：包装フィルムを開封した時点

(注)

- ① 「麻薬処方せんにより調剤された麻薬」とは、院外麻薬処方せん、院内麻薬処方せんの別を問わず、麻薬処方せんにより調剤された麻薬又は麻薬施用者が自ら調剤した麻薬で、具体的には
 - イ 患者の症状変化に伴い、服用困難、処方変更などによる場合
 - ロ 患者死亡による場合
 などに残った麻薬となります。
したがって、患者又は家族等から麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者に返却された麻薬もこれに該当します。
- ② 調剤された麻薬とは、予製剤を含めません。
- ③ 麻薬処方せんにより調剤された麻薬であっても、次の場合は「施用に伴う消耗」と解し、廃棄の届出書の提出を必要とせず、麻薬管理者の責任において廃棄処分できます。
 - イ 麻薬注射薬を単独で施用し、施用残が出た場合
 - ロ 麻薬注射液を混合注射液として施用するとき、1回の施用分として調製された混合注射液を施用し、施用残が出た場合
 ただし、当該麻薬を廃棄する場合は、麻薬管理者以外の職員の立会いが必要となります。

※上記について、獣医療にあつては、「患者」を「患者」と読み換える。

7. 麻 薬 事 故 (法第35条)

麻薬施用者（管理者）等は、その所有し、又は管理する麻薬について、事故が生じたときはすみやかに「麻薬事故届」を知事に提出しなければなりません。

(1) 次のような事故が生じた場合に届出してください。

- ① 滅失（破損、蒸発、流失、焼失）
- ② 盗取
- ③ 所在不明
- ④ その他（誤施用、誤調剤、無届廃棄、強奪、脅取、詐欺等）

なお、②の場合は、すみやかに警察署にも届け出てください。

(2) 通常、アンプル注射剤の破損等による事故で一部でも回収できた麻薬については、医療上再利用できないものであり、本来回収できた麻薬とは認められず、事故及び経過を詳細に記載した麻薬事故届を提出することで、あらためて麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届の提出を行う必要はありません。

（この取扱いはアンプル注射剤に限ります。）

(3) 事故発生状況欄の記載は「いつ、どこで、誰が、誰と、誰の指示により、何の目的で、何を、いくら、どうしようとしたとき、どうなったか。」及び「何を、どれだけ回収し、いつ、誰立会いの下、誰が、どのように、どうした。」を詳しく記載してください。（記載例（104頁、105頁）参照のこと。）

(4) 麻薬事故発生時にはすみやかに管轄保健所へ連絡するとともに、届出書を2部提出してください。

（様式例82頁参照）

8. 携 帯 輸 出 入 (法第13条、第17条)

麻薬輸入業者又は麻薬輸出業者でなければ、麻薬を輸入又は輸出できません。患者が、自己の疾病の治療の目的で、麻薬を携帯して輸入若しくは輸出する場合は、事前に東北厚生局長から許可を受ける必要があります。

については、患者等から海外旅行等の相談があった場合は、東北厚生局麻薬取締部（電話：022-221-3701）へ確認してください。

9. 麻薬年間報告（年報）（法第47条、第48条、第49条）

麻薬小売業者、麻薬管理者（管理者のいない麻薬診療施設では、麻薬施用者）及び麻薬研究者は、毎年11月30日までに麻薬の受払数量を知事に届け出なければなりません。

(1) 届出事項

「麻薬卸売業者等からの譲受分」と「患者等からの譲受分」をそれぞれ別葉として届け出てください。

① 「麻薬卸売業者等からの譲受分」

- (ア) 前年の10月1日に麻薬診療施設の開設者等が所有していた麻薬
- (イ) 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に麻薬診療施設の開設者等が譲り受けた麻薬
- (ウ) 同期間内に施用又は施用のために交付したり、許可を受けて譲渡又は麻薬廃棄届により廃棄した麻薬
- (エ) その年の9月30日現在に麻薬診療施設の開設者等が所有している麻薬

の品名、数量

② 「患者等からの譲受分」

- (ア) 前年の10月1日に麻薬診療施設の開設者等が所有していた麻薬
- (イ) 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に麻薬診療施設の開設者等が患者等から譲り受けた麻薬
- (ウ) 同期間内に再利用又は調剤済麻薬廃棄届により廃棄した麻薬
- (エ) その年の9月30日現在に麻薬診療施設の開設者等が所有している麻薬

の品名、数量

(2) この報告書を提出するときは、必ず9月30日現在の麻薬の在庫品を確認し、麻薬帳簿の数量と合致しているかどうか確かめてください。バラ錠については瓶から出して数量を確認し、開封済みの散剤についても全量を秤量する等、確実に残量を確認してください。また、前年の期末在庫と作成時の期初在庫が一致していることを必ず確認してください。

(3) 本報告用紙は、管轄保健所から各麻薬診療施設等に毎年9月～10月頃配布されます。

報告書は、管轄保健所へ2部提出し、1部は業務所の控えとしてください。

(4) 記載上の注意事項

- 1 「品名」欄の記載は、〇〇末、〇〇散、〇〇注射液、〇〇錠等ははっきりと記載すること。塩酸モルヒネ注射液、オピスタン注射液等にあつては、その力価（例えば、塩酸モルヒネ注射液の場合は10mg、50mg）も併せて記載し、それぞれ別行に記載すること。原末及び倍散についても、それぞれ別行に記載すること。
- 2 「単位」欄の記載は、末・散「g」、水溶液「ml」、アンプル注射液「A」、錠剤「T」、坐剤「個」、バイアル「Vまたはml」と記載すること。
- 3 「期初在庫」欄の記載は、前年の10月1日に保有していた「麻薬卸売業者等からの譲受分」についての麻薬全量を記載すること。なお、この数量は、前年の報告書の期末在庫欄の数量と一致して

いること。

- 4 「受入数量」欄は、前年の10月1日からその年の9月30日までの間に麻薬卸売業者等から譲り受けた数量を記載すること。なお、許可を受けて譲受した麻薬や、「患者等からの譲受分」のうち、再利用する麻薬もこれに含め、「備考」欄にその数量を記載すること。
 - 5 「払出数量」欄は、前年の10月1日からその年の9月30日までの間に払い出した数量（交付、施用、譲渡、廃棄、事故等によるもの）を記載すること。
 - 6 「期末在庫」欄は、その年の9月30日現在をもって現品を確認し、実際に保有する数量を記載すること。
 - 7 東北厚生局長の許可を受けて譲渡した麻薬、麻薬廃棄届により廃棄した麻薬及び事故の届出をした麻薬がある場合は、「備考欄」にその数量、年月日および届出年月日等を記載すること。
 - 8 原末から予製剤を調製した場合は、原末と予製剤を別行に記載し、原末の「払出数量」欄には予製剤に使用した原末数量を含めて記載し、備考欄には予製した旨記載すること。また、予製剤の「受入数量」欄には予製した全量を記載すること。
- (5) 記載例（40～43頁）参照のこと。

※バイアル製剤をmℓ単位で管理している場合は、年間報告もmℓ単位で報告すること。

医療機関記載例

麻 薬 年 間 報 告 書

31 年分

- ① 麻薬卸売業者等からの譲受分
- ② 患者等からの譲受分

平成 31 年 9 月 30 日

青森県知事

殿

業務所所在地 **青森市長島 1-1-1**
 業務所の名称 **青森県庁病院**
 業務の種類 **麻薬 管理 者**

氏 名 **青森 県之輔**
 免許証番号 第 **350000** 号



品 名	単 位	期 初 在 庫	受 入 数 量	払 出 数 量	期 末 在 庫	備 考
MSコンチン錠10mg	T	588	1020	790	818	受入の20Tは再利用する麻薬として譲受
弱オピスコ注射液	A	0	18	11	7	受入の18Aは〇〇医院の業務廃止に伴う譲受け 払出の1Aは31. 6.10破損流出(6/11事故届)
オピアト注射液	A	7	0	7	0	7Aは31. 8. 1廃棄処分(7/10廃棄届)
コテインリン酸塩水和物	g	4	5	5	4	払出の5gは10%散調製に使用
コテインリン酸塩散水和物10%	g	0	50	45	5	受入の50gは10%散調製による
ケタラール静注用200mg	V	3	10	8	5	
フェントステーフ6mg	枚	10	63	70	3	

**飼育動物診療施設
麻薬研究施設 記載例**

麻 薬 年 間 報 告 書

31 年分

- ① 麻薬卸売業者等からの譲受分
- ② 患者等からの譲受分

平成 31 年 9 月 30 日

青森県知事

殿

業務所所在地 **青森市長島 1-1-1**
 業務所の名称 **青森県庁動物病院**
 業務の種類 **麻薬 施用 者**

氏 名 **青森 県三郎**
 免許証番号 第 **450000** 号



品 名	単 位	期 初 在 庫	受 入 数 量	払 出 数 量	期 末 在 庫	備 考
ケタラール静注用200mg	mℓ	18	140	159	0	秤量誤差による帳簿訂正 +1mℓ
ケタラール筋注用500mg	V	1	2	1	2	
フェンタニル注射液0.1mg 「第一三共」	A	5	10	6	9	払出の1Aは31. 6.10破損流出(6/11事故届)
フェントステーフ1mg	枚	2	14	12	4	
(以下、表の下部は斜線で塗りつぶされています)						

薬局記載例

麻 薬 年 間 報 告 書

- ① 麻薬卸売業者等からの譲受分
- ② 患者等からの譲受分

31 年分

平成 31 年 9 月 30 日

青森県知事

殿

業務所所在地 **青森市長島 1-1-1**
 業務所の名称 **青森県庁薬局**
 業務の種類 **麻薬 小売業**

氏 名 **青森県庁ファーマシー株式会社**
 代表取締役 **青森 県四郎**
 免許証番号 第 **150000** 号



品 名	単 位	期 初 在 庫	受 入 数 量	払 出 数 量	期 末 在 庫	備 考
MSコンチン錠10mg	T	80	908	926	62	受入の6Tは〇〇薬局から譲受(30.10.20) 受入の2Tは□□薬局から譲受(30.11.15) 払出の4Tは〇〇薬局へ譲渡(30.12.29)
モルヒネ塩酸塩注射液10mg	A	0	18	8	10	受入の18Aは〇〇薬局の業務廃止に伴う譲受け 払出の7Aは31. 8. 1廃棄処分(7/10廃棄届)
モルヒネ酸塩水和物	g	4	5	5.2	3.8	払出の5gは10%散調製に使用 払出の0.2gは31. 6.10飛散流出(6/11事故届)
モルヒネ酸塩散水和物10%	g	0	50	45	4.8	受入の50gは10%散調製による 秤量誤差による帳簿訂正 -0.2g
フェントステール76mg	枚	10	63	70	3	

記載例（共通）

麻 薬 年 間 報 告 書

31 年分

1 麻薬卸売業者等からの譲受分

2 患者等からの譲受分

平成 31 年 9 月 30 日

青森県知事

殿

業務所所在地 **青森市長島 1-1-1**
 業務所の名称 **青森県庁病院**
 業務の種類 麻薬 **管理** 者

氏 名 **青森 県之輔**
 免許証番号 第 **35000** 号



品 名	単 位	期 初 在 庫	受 入 数 量	払 出 数 量	期 末 在 庫	備 考
MSコンチン錠10mg	T	0	105	105	0	払出の20Tは再利用として卸売業者からの譲受分に算入
アンペック坐剤 20mg	個	0	50	50	0	
(The remaining rows of the table are crossed out with a diagonal line.)						

VII 参 考 資 料

(1) 麻薬卸売業者一覧表

H30.12現在

No	業務所名称	業務所所在地	電話番号
1	(株)スズケン青森支店	青森市造道3丁目15番1号	017-765-2177
2	(株)バイタルネット青森支店	青森市第二問屋町一丁目3番地5	017-739-8641
3	(株)メディセオ青森支店	青森市問屋町1-8-8	017-738-1521
4	東和薬品(株)青森営業所	青森市西大野5丁目24番地12	017-762-1556
5	東邦薬品(株) 青森営業所	青森市東大野二丁目 11 番 5 号	017-762-2711
6	東北アルフレッサ(株) 青森支店	青森市問屋町二丁目11番14号	017-738-0873
7	(株)メディセオ弘前・五所川原支店	弘前市大字田町 1 丁目 7-3	0172-33-7111
8	(株)バイタルネット弘前支店	弘前市大字扇町二丁目 3 番 1	0172-27-8723
9	東邦薬品(株) 弘前営業所	弘前市扇町一丁目 1-11	0172-27-8341
10	(株)スズケン弘前支店	弘前市大字神田一丁目 2 番地 3	0172-31-3360
11	東北アルフレッサ(株) 弘前支店	弘前市城東中央三丁目7番地1	0172-27-5221
12	(株)スズケン八戸支店	八戸市長苗代四丁目1番15号	0178-21-3670
13	(株)バイタルネット八戸支店	八戸市西白山台 6 丁目 8 番 5 号	0178-27-3161
14	(株)メディセオ 八戸支店	八戸市石堂1丁目20-23	0178-28-1461
15	東北アルフレッサ(株) 八戸支店	八戸市卸センター一丁目14番13号	0178-28-6050
16	東邦薬品(株) 八戸事業所	八戸市卸センター一丁目 11 番 15 号	0178-28-3512
17	八戸東和薬品(株)	八戸市城下一丁目28番16号	0178-46-3369
18	東邦薬品(株) 五所川原営業所	五所川原市大字唐笠柳字村崎 239-2	0173-35-2125
19	(株)バイタルネット十和田支店	十和田市大字三本木字一本木沢 338 番地1	0176-22-1811
20	東邦薬品(株) 十和田営業所	十和田市東二十三番町 17-16	0176-22-2444
21	(株)バイタルネット十和田支店むつ出張所	むつ市大字田名部字前田 5-8	0175-34-9200
22	(株)メディセオむつ支店	むつ市小川町 1 丁目 1-10	0175-23-2841
23	東邦薬品(株)むつ営業所	むつ市新町 45 番 12 号	0175-22-3264

(2) 麻薬製品一覧表

H30.12現在

No.	品 名	包 装	メ ー カ ー
1	日本薬局方 アヘン末	5g	第一三共プロファーマ
2	日本薬局方 アヘン散	25g	第一三共プロファーマ、武田
3	日本薬局方 アヘンチンキ	25ml	第一三共プロファーマ、武田
4	日本薬局方 アヘン・トコン散（ドーフル散）	25g	武田
5	日本薬局方 アヘンアルカロイド塩酸塩（オピアル）	5g	武田（パンオピン）
6	日本薬局方 モルヒネ塩酸塩水和物（塩酸モルヒネ）	5g	第一三共プロファーマ、武田
7	日本薬局方 モルヒネ塩酸塩錠（塩酸モルヒネ錠）	PTP80T、 100T	大日本住友
8	モルヒネ塩酸塩水和物徐放性カプセル（塩酸モルヒネ徐放性カプセル） パシーフカプセル 30mg/60mg/120mg	PTP50cap	武田
9	モルヒネ塩酸塩内用液剤 オプソ内服液 5mg/10mg	20 包	大日本住友
10	モルヒネ硫酸塩水和物徐放錠 MS コンチン錠 10mg	PTP100T	塩野義
11	モルヒネ硫酸塩水和物徐放錠 MS コンチン錠 30mg/60mg	PTP100 T	塩野義
12	モルヒネ硫酸塩徐放性製剤 カディアンカプセル 20mg/30mg/60mg	PTP50cap	大日本住友
13	モルヒネ硫酸塩水和物徐放性細粒 モルペス細粒 2%/6%	0.5g 40 包	藤本
14	モルヒネ硫酸塩徐放性カプセル MS ツワイスロンカプセル 10mg/30mg/60mg	PTP40cap、 PTP100cap	帝國
15	日本薬局方 コデインリン酸塩水和物（リン酸コデイン）	5g、25g	第一三共プロファーマ、武田
16	日本薬局方 コデインリン酸塩散 10%（リン酸コデイン散 10%）	50g	第一三共プロファーマ
17	日本薬局方 コデインリン酸塩散 10%（リン酸コデイン散 10%）	100g	第一三共プロファーマ、武田
18	日本薬局方 コデインリン酸塩錠（リン酸コデイン錠）	50T 100T	第一三共プロファーマ
19	日本薬局方 コデインリン酸塩錠（リン酸コデイン錠）	PTP50T PTP100T	第一三共プロファーマ、武田
20	日本薬局方 ジヒドロコデインリン酸塩（リン酸ジヒドロコデイン）	5g	第一三共プロファーマ、武田

No.	品名	包装	メーカー
21	日本薬局方 ジヒドロコデインリン酸塩散 10% (リン酸ジヒドロコデイン散 10%)	50g	第一三共プロファーマ、武田
22	オキシコドン塩酸塩水和物散 オキノーム散 2.5mg/5mg/10mg/20mg	30包	塩野義
23	オキシコドン塩酸塩水和物徐放錠 オキシコンチン錠 5mg/10mg/20mg/40mg	PTP20T、 PTP100T	塩野義
24	オキシコドン塩酸塩水和物徐放錠 オキシコンチンTR錠 5mg/10mg/20mg/40mg	PTP20T PTP100T	塩野義
25	オキシコドン塩酸塩水和物徐放錠 オキシコドン徐放錠 5mg/10mg/20mg/40mg 「第一三共」	PTP20T PTP100T	第一三共プロファーマ
26	オキシコドン塩酸塩水和物錠 オキシコドン錠 2.5mg/5mg/10mg/20mg 「第一三共」	PTP20T PTP100T	第一三共プロファーマ
27	オキシコドン塩酸塩徐放性カプセル オキシコドン徐放カプセル 5mg/10mg/20mg/40mg 「テルモ」	PTP40cap、 PTP100cap	帝國
28	鎮咳剤 メテバニール錠 2mg	100T	第一三共プロファーマ
29	鎮静剤 メテバニール錠 2mg	PTP100T	第一三共プロファーマ
30	ヒドロモルフォン塩酸塩徐放錠 ナルサス錠 2mg/6mg/12mg/24mg	PTP20T PTP100T	第一三共プロファーマ
31	ヒドロモルフォン塩酸塩錠 ナルラピド錠 1mg/2mg/4mg	PTP20T PTP100T	第一三共プロファーマ
32	フェンタニルクエン酸塩 口腔粘膜吸収製剤 イーフェンバツカル錠 50µg/100µg/200µg/400µg/600µg/800µg	20T	帝國
33	癌疼痛治療剤 アブストラル舌下錠 100µg/200µg/400µg	40T	協和発酵キリン
34	メサドン塩酸塩錠 メサペイン錠 5mg/10mg	PTP40T、 PTP100T	帝國
35	持続性癌疼痛治療剤 タペンタ錠 25mg/50mg/100mg	PTP40T	ヤンセンファーマ
36	日本薬局方 アヘンアルカロイド塩酸塩注射液 (オピアル注射液)	1mL×10A	武田 (パンオピン皮下注)
37	日本薬局方 アヘンアルカロイド・アトロピン注射液 (オピアト注射液)	1mL×10A	武田 (パンアト注)
38	日本薬局方 弱アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液 (弱オピスコ注射液)	1mL×10A	武田 (弱パンスコ注)
39	日本薬局方 アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液 (オピスコ注射液)	1mL×10A	武田 (パンスコ注)
40	日本薬局方 モルヒネ塩酸塩注射液 (塩酸モルヒネ注射液) 10mg	1mL×10A	第一三共プロファーマ、塩野義、大日本住友 (アンペック注)、武田

No.	品 名	包 装	メ ー カ ー
41	日本薬局方 モルヒネ塩酸塩注射液（塩酸モルヒネ注射液）50mg	5mL×5A	第一三共プロファーマ、塩野義、大日本住友（アンペック注）、武田
42	日本薬局方 モルヒネ塩酸塩注射液（塩酸モルヒネ注射液）50mg	5mL×10A	武田
43	日本薬局方 モルヒネ塩酸塩注射液（塩酸モルヒネ注射液）200mg	5mL×5A	第一三共プロファーマ、塩野義、大日本住友（アンペック注）、武田
44	モルヒネ塩酸塩注射液 プレペノン注 50mg シリンジ	5mL×5 本	テルモ
45	モルヒネ塩酸塩注射液 プレペノン注 100mg シリンジ	10mL×5 本	テルモ
46	日本薬局方 モルヒネ・アトロピン注射液（モヒアト注射液）	1mL×10A	武田
47	日本薬局方 複方オキシコドン注射液（複方ヒコデノン注射液）	1mL×10A	武田（パビナール注）
48	日本薬局方 複方オキシコドン・アトロピン注射液（ヒコアト注射液）	1mL×10A	武田（パビナール・アトロピン注）
49	オキシコドン塩酸塩水和物注射液 オキファスト注 10mg	1mL×10A	塩野義
50	オキシコドン塩酸塩水和物注射液 オキファスト注 50mg	5mL×5A	塩野義
51	ヒドロモルフォン塩酸塩注 ナルベイン注 2mg	1ml×10A	第一三共プロファーマ
52	ヒドロモルフォン塩酸塩注 ナルベイン注 20mg	2ml×10A	第一三共プロファーマ
53	日本薬局方 ペチジン塩酸塩注射液（塩酸ペチジン注射液）35mg/50mg	1mL×10A	武田
54	弱ペチロルファン注射液	1mL×10A	武田
55	ペチロルファン注射液	1mL×10A	武田
56	麻酔用鎮痛剤 フェンタニル注射液 0.1mg 「第一三共」	2mL×10A	第一三共プロファーマ
57	麻酔用鎮痛剤 フェンタニル注射液 0.25mg 「第一三共」	5mL×5A	第一三共プロファーマ
58	麻酔用鎮痛剤 フェンタニル注射液 0.1mg 「ヤンセン」	2mL×10A	ヤンセンファーマ
59	麻酔用鎮痛剤 フェンタニル注射液 0.25mg 「ヤンセン」	5mL×5A	ヤンセンファーマ
60	麻酔用鎮痛剤 フェンタニル注射液 0.5mg 「ヤンセン」	10mL×5A	ヤンセンファーマ

No.	品名	包装	メーカー
61	ノイロレプトアナルゲシア用麻酔剤 タラモナル静注	2mL×10A	第一三共プロファーマ
62	全身麻酔用鎮痛剤 アルチバ静注用 2mg/5mg	5V	ヤンセンファーマ
63	全身麻酔用鎮痛剤 レミフェンタル静注用 2mg/5mg 「第一三共」	5V	丸石
64	注射用全身麻酔剤 ケタラル静注用 50mg	5mL×5A	第一三共プロファーマ
65	注射用全身麻酔剤 ケタラル静注用 200mg	20ml ×1V、 20ml ×10V	第一三共プロファーマ
66	注射用全身麻酔剤 ケタラル筋注用 500mg	10ml ×1V、 10ml ×10V	第一三共プロファーマ
67	モルヒネ塩酸塩坐剤 アンペック坐剤 10mg/20mg	50 個	大日本住友
68	モルヒネ塩酸塩坐剤 アンペック坐剤 30mg	30 個	大日本住友
69	日本薬局方 コカイン塩酸塩（塩酸コカイン）	5g	武田
70	経皮吸収型持続性疼痛治療剤 デュロテップ MT パッチ 2.1mg/4.2mg/8.4mg/12.6mg/16.8mg	5 枚	ヤンセンファーマ
71	経皮吸収型持続性癌疼痛治療剤 フェンタニル3日用テープ2.1mg/4.2mg/8.4mg/12.6mg/16.8mg 「HMT」	5枚	久光
72	経皮吸収型持続性癌疼痛治療剤 フェンタニル3日用テープ 2.1mg/4.2mg/8.4mg/12.6mg/16.8mg 「明治」	5 枚	祐徳
73	経皮吸収型持続性癌疼痛治療剤 フェンタニル3日用テープ 2.1mg/4.2mg/8.4mg/12.6mg/16.8mg 「テルモ」	5 枚	帝國
74	経皮吸収型 持続性癌疼痛治療剤 フェンタニル3日用テープ 2.1mg/4.2mg/8.4mg/12.6mg/16.8mg 「トーワ」	5 枚	東和
75	経皮吸収型持続性疼痛治療剤 フェントステープ 1mg/2mg/4mg/6mg/8mg	7 枚	久光
76	経皮吸収型持続性癌疼痛治療剤 フェンタニルクエン酸塩1日用テープ 1mg/2mg/4mg/6mg/8mg 「第一三共」	7 枚	救急
77	経皮吸収型持続性疼痛治療剤 ワンデュロパッチ 0.84mg/1.7mg/3.4mg/5mg/6.7mg	7 枚	ヤンセンファーマ
78	経皮吸収型持続性癌疼痛治療剤 フェンタニル1日用テープ 0.84mg/1.7mg/3.4mg/5mg/6.7mg 「明治」	7 枚	祐徳

※ 現在発売されているケタミン塩酸塩製剤は、No. 64, 65, 66 のみですが、それ以前に製造され流通していた「ケタラル」、「動物用ケタラル」、「ケタミン（フジ）」、「ノモペイン注」や試薬として流通していた塩酸ケタミン、指定前に国外から輸入した塩酸ケタミン製剤についても麻薬及び向精神薬取締法の規制対象となります。

(3) 麻薬の廃棄事務手続き

平成12年3月31日付医薬発第371号厚生省医薬安全局長通知「麻薬の廃棄に係る事務処理について」

(別添) 麻薬廃棄届出事務取扱要領

1 事前の届出（麻薬廃棄届）により麻薬を廃棄する場合

(1) 届出者

- ① 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）（以下「規則」という。）別記第11号様式による届出書（麻薬廃棄届）の届出者は、麻薬を廃棄しようとする者であり、麻薬取扱者の場合、麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者、麻薬研究施設の設置者（以下「麻薬業務所の開設者等」という。）である。

麻薬業務所の開設者等が国、地方公共団体若しくは法人の場合、当該麻薬業務所の長（例えば、病院長、支店長、工場長等）が届け出ても差し支えない。

また、届出者が死亡、解散などした場合、相続人、清算人などである。

- ② 届出者が当該麻薬業務所の長である場合、当該麻薬業務所の長の職名、氏名（法人の場合、名称、当該麻薬業務所の長の職名、氏名）を、届出者の住所は、当該麻薬業務所の所在地を記載し、公印又は公印に準ずるもの（麻薬専用印等）を押印する。

(2) 廃棄の対象となる麻薬

麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）（以下「法」という。）第29条本文の規定に基づき、あらかじめ都道府県知事に届け出て当該職員の立会いの下に廃棄される麻薬は、麻薬処方せんににより調剤された麻薬以外の麻薬である。

具体的には

- ・所有する麻薬が陳旧、変質、破損、汚染、調剤過誤などの理由で譲渡又は使用できなくなった麻薬
- ・所有する麻薬で譲渡又は使用の見込みがなく不要な麻薬
- ・業務廃止、開設者死亡などに伴い不要となった麻薬

などである。

(3) 届出書の提出

- ① 麻薬の廃棄を届け出ようとする者（以下「届出者」という。）は、規則別記第11号様式による届出書（麻薬廃棄届）をその業務所の所在地（届出者が麻薬取扱者以外の者にあつては廃棄する麻薬の所在場所）を管轄する都道府県知事に提出する。
- ② 法第36条第1項（同条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、届出を行わなければならない者が他の都道府県に移転する等の場合に、麻薬を廃棄するときは、移転等の前に、麻薬廃棄届を行い、麻薬の廃棄を終了するように指導する。

(4) 地区麻薬取締官事務所への送付

都道府県知事は、次に掲げる者から届出書を受理したときは、当該届出書の写しを地区麻薬取締官事務所に送付する。

- ・麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者、又は麻薬元卸売業者（以下「麻薬輸入業者等」という。）
- ・麻薬輸入業者等であった者が法第36条第1項（同条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき届出を行ったもの

(5) 麻薬の廃棄

- ① 都道府県知事は、届出書を受理したときは、届出内容を審査したうえ、届出内容に疑わしい点がない場合に受理し、当該職員の立会いの下に麻薬を廃棄させる。
- ② 廃棄しようとする麻薬が再利用することが可能と認められ、かつ、多量である場合又は貴重なもので行政の参考資料として保存する必要があると認められる場合には、廃棄の適否について、あらかじめ地区麻薬取締官事務所を通じて厚生省医薬安全局麻薬課に照会されたい。
- ③ 当該職員は、麻薬は廃棄するとき、届出された麻薬の品名及び数量と廃棄しようとする麻薬の品名及び数量を照合・確認のうえ、麻薬を廃棄させる。
- ④ 当該職員は、麻薬の廃棄に立会ったときに、廃棄しようとする麻薬に疑わしい点を発見した場合、直ちに麻薬の廃棄を中止させて調査し、都道府県衛生主管部（局）薬務主管課に連絡する。

(6) 廃棄の立会者

麻薬の廃棄は、届出者、当該麻薬業務所の麻薬管理者又は管理薬剤師等が行うが、麻薬の廃棄の立会いには、原則として麻薬取締員若しくは法第50条の38に規定する立入検査票を有する職員のうち2名又はこれらの職員のうち1名及び他の衛生関係職員1名が当たることとするが、必要に応じて麻薬取締官が立ち会うことができる。

(7) 帳簿の記載

- ① 麻薬を廃棄した場合、法第37条から第40条に規定する帳簿に、廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日を記載しなければならない。

また、帳簿の当該麻薬の備考欄に廃棄の届出年月日を記載する。

- ② 廃棄の立会者は、廃棄した麻薬を記載した帳簿の備考欄に、記名押印又は署名する。

(8) その他

都道府県知事は、別記様式による麻薬廃棄届出件数報告書を毎年作成し、翌年の2月末日までに地区麻薬取締官事務所長あて提出するようご協力をお願いします。

2 事後の届出（調剤済麻薬廃棄届）により麻薬を廃棄する場合

(1) 届出者

- ① 規則別記第19号様式による届出書（調剤済麻薬廃棄届）の届出者は、麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄した者であり、麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者である。

届出者が、国、地方公共団体若しくは法人の場合、当該麻薬業務所の長（例えば、病院長、診療所長、支店長等）が届け出ても差し支えない。

- ② 届出者が当該麻薬業務所の長である場合、当該麻薬業務所の長の職名、氏名（法人の場合、名称、当該麻薬業務所の長の職名、氏名）を届出者の住所は、当該麻薬業務所の所在地を記載し、公印又は公印に準ずるもの（麻薬専用印等）を押印する。

(2) 廃棄の対象とする麻薬

法第29条ただし書の規定に基づき、廃棄後30日以内に都道府県知事に届け出る麻薬は「麻薬処方せんにより調剤された麻薬」である。

「麻薬処方せんにより調剤された麻薬」とは、院外処方せん、院内処方せんを問わず麻薬処方せんにより調剤された麻薬又は麻薬施用者が自ら調剤した麻薬で、具体的には

- ・患者の症状変化に伴い、服用困難、処方変更などによる場合
- ・患者死亡による場合

などに残った麻薬である。

したがって、患者又は家族等から麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者に返却された麻薬もこれに該当する。

(3) 届出書の提出

- ① 麻薬小売業者等は、法第35条第2項の規定に基づき、麻薬を廃棄した場合、廃棄後30日以内に規則別記第19号様式による届出書（調剤済麻薬廃棄届）をその業務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出する。

- ② 届け出る麻薬の廃棄は、廃棄後30日以内であれば、その間の複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出して差し支えない。

(4) 廃棄の立会者

麻薬の廃棄は、

- ・麻薬小売業者又は管理薬剤師
- ・麻薬診療施設の開設者又は麻薬管理者（麻薬管理者がいない場合は、麻薬施用者）

が行うが、当該麻薬業務所の他の薬剤師又は職員が立ち会う。

(5) 帳簿の記載

- ① 廃棄した麻薬を記載する帳簿は、法第38条又第39条に規定する帳簿のほか、専用の別帳簿として差し支えない。

- ② 帳簿の当該麻薬の備考欄に廃棄した年月日、廃棄の届出年月日、麻薬の数量を記載し、廃棄の立会者は、記名押印又は署名する。

3 麻薬廃棄の場所及び方法

(1) 廃棄の場所

麻薬の廃棄は、当該麻薬業務所、保健所等麻薬の廃棄に適した場所において行う。

(2) 廃棄の方法

- ① 麻薬を廃棄する場合、焼却、放流、酸やアルカリによる分解、希釈、他の薬剤との混合等、麻薬の回収が困難な方法で行う。
- ② 廃棄の場所への移動については、盗難、紛失等の事故に十分留意するよう指導する。（以下省略）

●麻薬の廃棄の手続きについて（平成12年 3月31日付厚生省医薬安全局麻薬課事務連絡より）

第1 麻薬廃棄届について

【一般的事項】

- (1) 届出用紙は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則（以下「規則」という。）別記第11号様式（麻薬廃棄届）に従い各自作成して差し支えないが、都道府県によって指定された用紙が有る場合には、当該指定用紙によること。
- (2) 作成に当たっては、インク、ボールペン等の字が容易に消えないものを使用して明瞭に記載すること。
訂正には、修正液等を使うことなく、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい数字等を記載し、訂正の責任を明確にするために訂正印又は欄外捨印（消○字、加○字）によること。
- (3) ゴム印等による記入も差し支えないこと。

【個別事項】

- (1) 「免許証の番号、免許年月日、免許の種類及び氏名」の欄
 - ア) 麻薬取扱者の免許証により記入すること。
 - イ) 麻薬診療施設で、麻薬管理者が設置されている施設については、その者の免許証により、また、麻薬施用者が1名で麻薬管理者を設置していない施設については、その者の免許証により記入すること。
 - ウ) 業務の廃止等により、免許証を有する者が存在しない場合には、旧免許証（廃止前の免許証）により記入すること。
- (2) 「廃棄しようとする麻薬」の欄
 - ア) 「品名」の欄
 - ① 市販品
局方品にあつては局方名又は局方別名を、それ以外の医薬品にあつては一般名又は商品名を各々記入すること。
なお、同一名で麻薬の含有量（濃度）の異なる場合は濃度を付記すること。

例：MS コンチン錠（10mg）、塩酸ペチジン注射液（35mg）

② 自家製剤

本質を示す適切な名称を用い、同名称により含有する麻薬の名称・含量が明らかとなる場合（例：1%塩酸モルヒネ散、塩酸コカイン百倍散）を除き、含有する麻薬の名称及び分量を（ ）書きで付記すること。

イ) 「数量」の欄

- ① 原末、散剤、軟膏 ○ g
- ② 錠剤、カプセル剤、スティック剤 ○錠、○T、○Cap、○包
- ③ 注射剤、液剤 ○A、○ml、○バイアル
- ④ 坐剤 ○個
- ⑤ その他、特殊なもの 適宜（数量が特定できる表現）

(3) 「廃棄の方法」欄

「焼却」又は「放流」のように記入するが、適宜詳細に記入すること。

(4) 「廃棄の理由」欄

ア) 簡明に記入すること。

例・陳旧化し使用の見込みがないため。

- ・調剤前に異物混入により使用不能になったため。
- ・業務廃止のため。（年 月 日）
- ・開設者（麻薬施用者）死亡のため。（年 月 日）

イ) 品名により理由が異なる場合には、その旨を明らかにして、各々の理由を記入すること。

(5) 「届出年月日」欄

届出書を都道府県衛生主管部（局）薬務主管課担当係（保所を経由する都道府県にあつては保健所）に提出する日を記入すること。

(6) 「届出者」等の欄

ア) 「住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）」は、届出者の住所（又は所在地）を記入すること。

イ) 「届出義務者続柄」は、届出を行う者が死亡、解散などした場合、相続人、清算人などが、この届出を行う場合にのみ記入すること。

ウ) 「氏名（法人にあつては、名称）」は、届出者の氏名（法人の場合、名称及び代表者氏名）を記入すること。

エ) 届出者が国、地方公共団体若しくは法人の場合、当該麻薬業務所の長（例えば、病院長、支店長、工場長等）が届け出ても差し支えないこと。

オ) 「㊟」は、法人の場合は当該法人印を押印するが、上記 エ) の者が届け出た場合は、当該麻薬業務所の長の職名、氏名（法人の場合、名称、当該業務所の長の職名及び氏名）を、届出者の住

所は、当該麻薬業務所の所在地を記載し、公印又は公印に準ずるもの（麻薬専用印等）を押印すること。

なお、個人開業医院のように長の印が無い場合には、「開設者の個人印」を押印すること。

例1：地方公共団体が開設する病院の場合

〇〇県△△市・・・町・・・番・・・号

〇〇県立厚生病院院長 厚生太郎

〇〇県立
厚生病院
長之印

例2：法人の麻薬卸売業者の場合

〇〇県△〇市・・・区・・・番地

□△薬品株式会社△〇営業所長 薬品次郎

□△薬品
株式会社
△〇営業
所長之印

例3：個人開業医院の開設者の場合

開設者の住所、氏名及び個人印

第2 廃棄の日時、場所の調整について

届出者は、立会者（麻薬取締員、保健所職員等）と廃棄の日時、場所を調整する必要があるため、麻薬廃棄届を提出する前に、提出先の保健所等において調整すること。

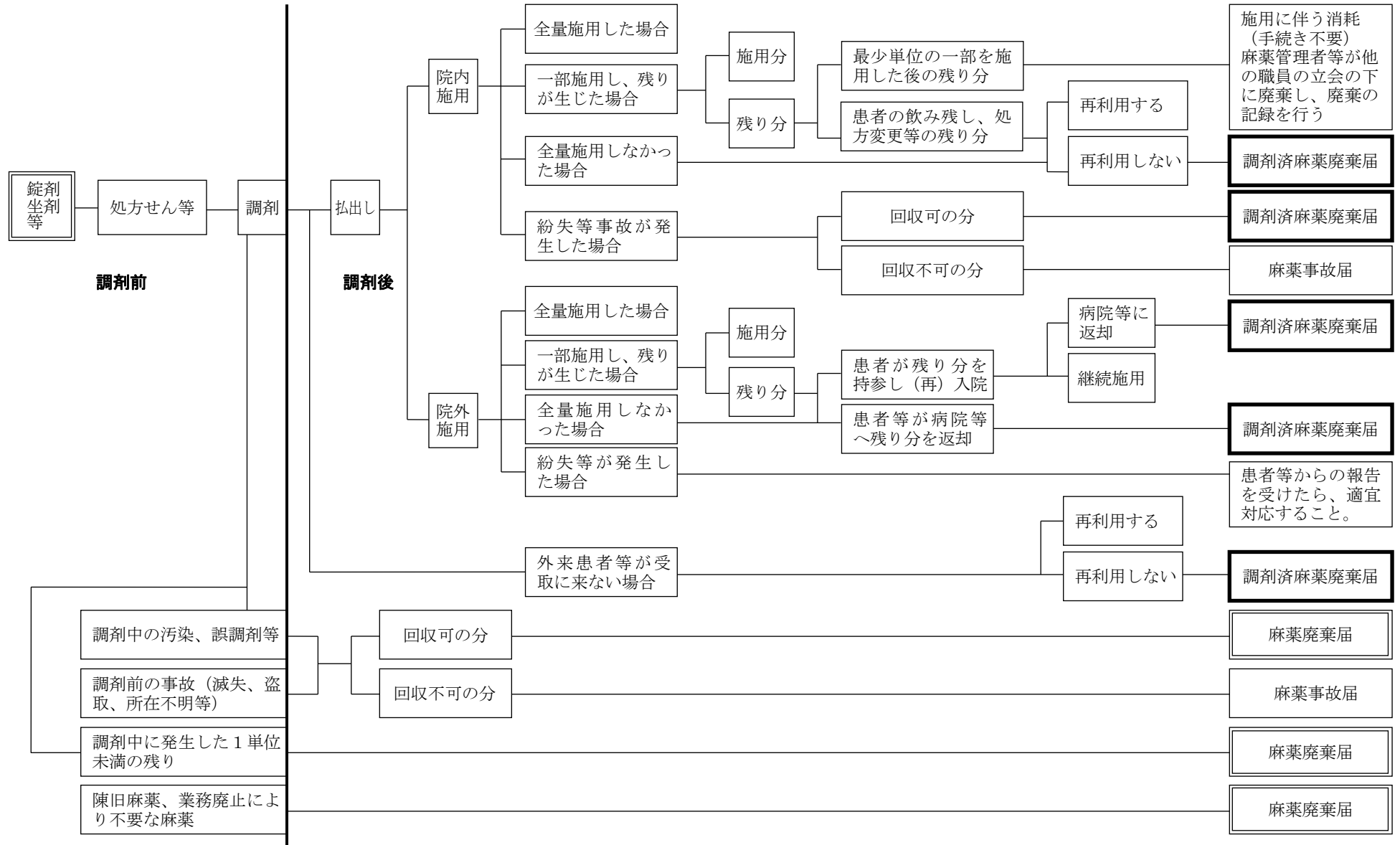
麻薬の廃棄は、当該麻薬業務所、保健所等麻薬の廃棄に適した場所において行うが、廃棄のために麻薬を保健所等へ搬送する者は、特に盗難、紛失等の事故に十分留意すること。

第3 麻薬診療施設等における麻薬の廃棄について

麻薬診療施設及び麻薬小売業者における麻薬の廃棄手続きについては、次の（図1）～（図6）のとおりとすること。

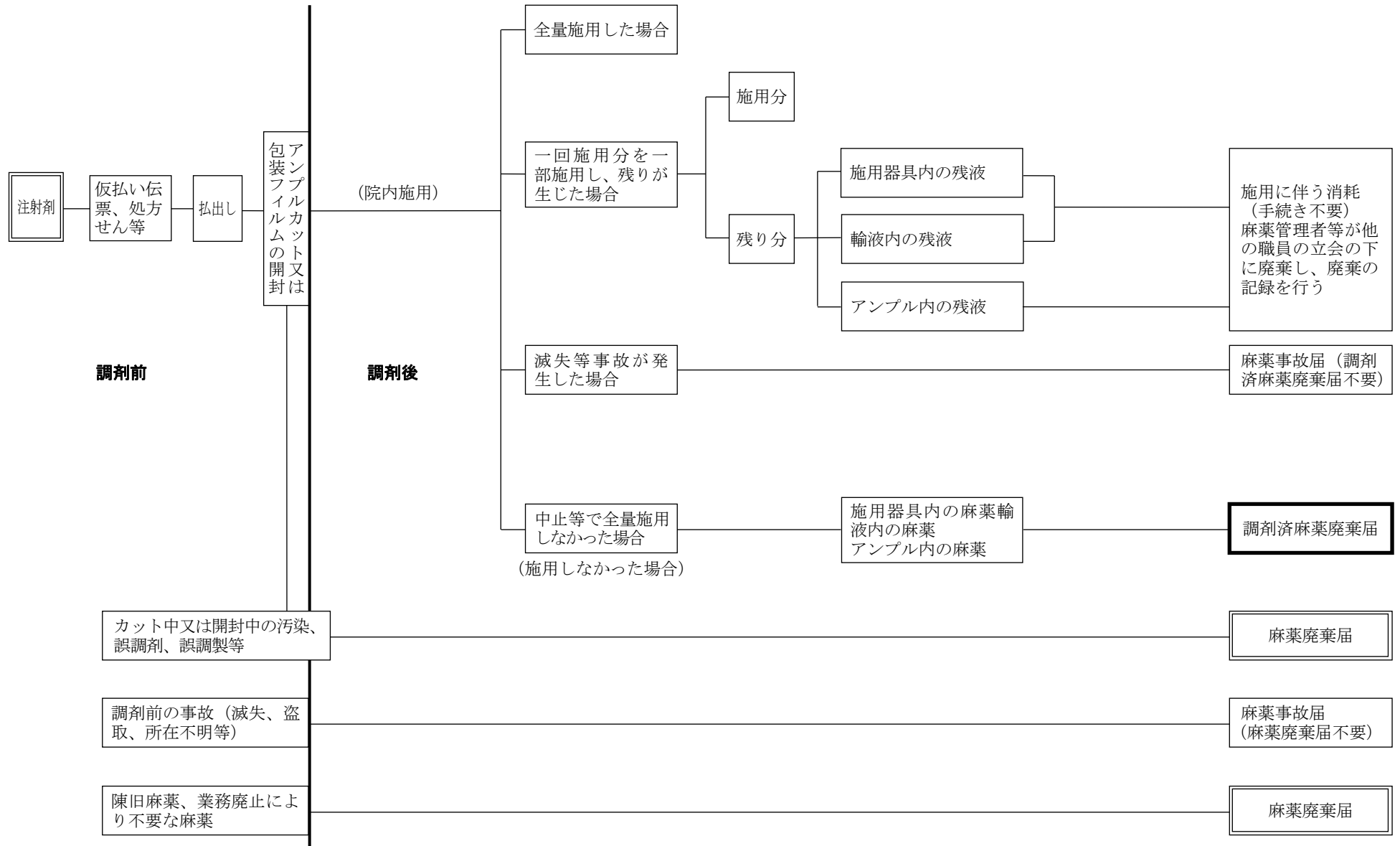
第4 その他

- (1) 患者等から返却された麻薬等を再利用する場合、衛生面等問題がないことを十分に確認すること。
- (2) 麻薬取扱者は、法第35条に基づき、その所有し、又は管理する麻薬につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、麻薬廃棄届の要否にかかわらず、すみやかに麻薬事故届を提出しなければならないこと。
- (3) 法第35条第2項に基づく調剤済麻薬廃棄届についても、本手続きの第1を準用すること。

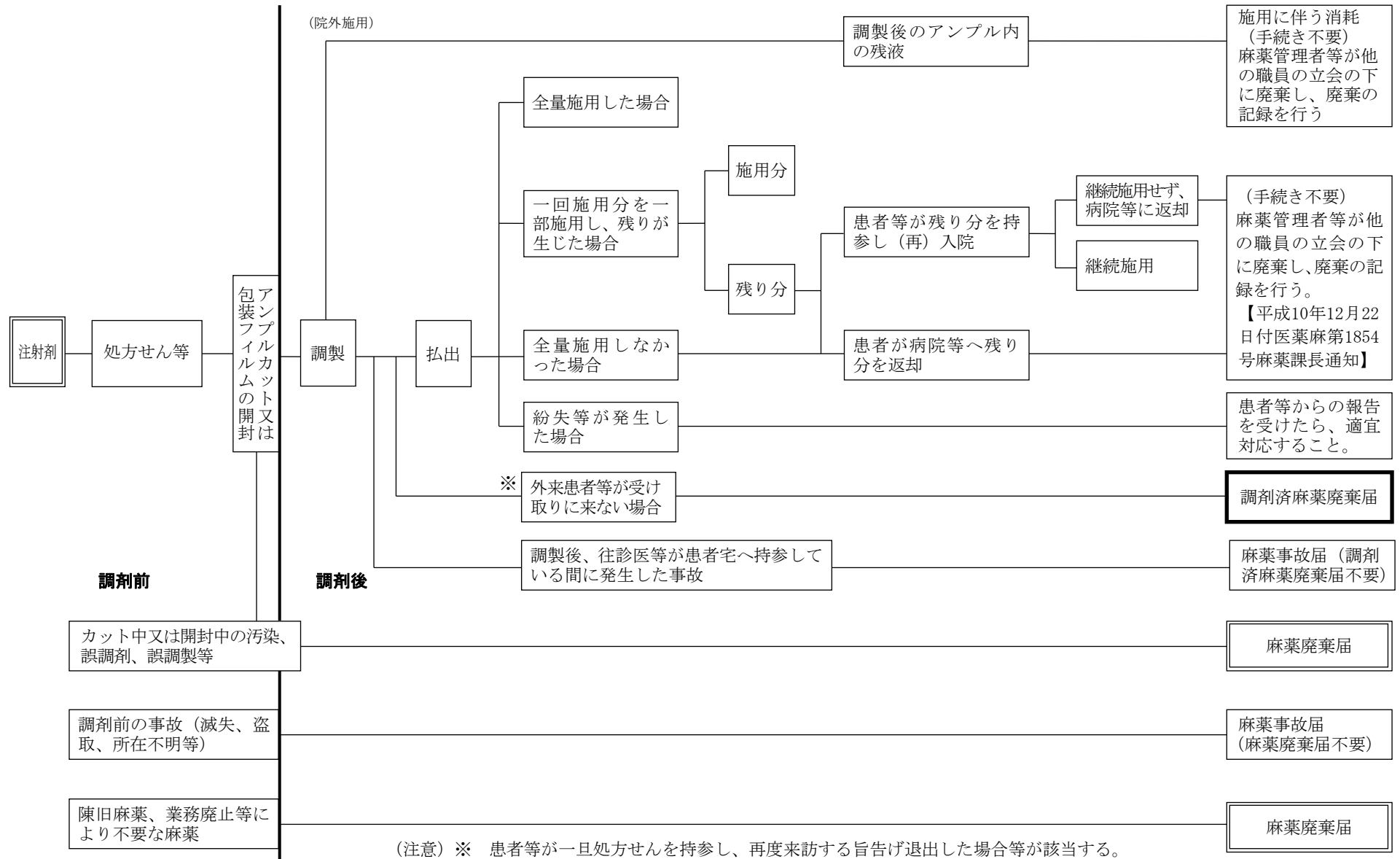


(図1) 1単位を有する剤型の場合(錠剤、カプセル剤、坐剤等)

※1単位とは、1錠、1カプセル、1個(坐剤)、1包(顆粒剤)などの1回で使い切るための個別に包装された製剤1個分のことをいう。(予製を含む)

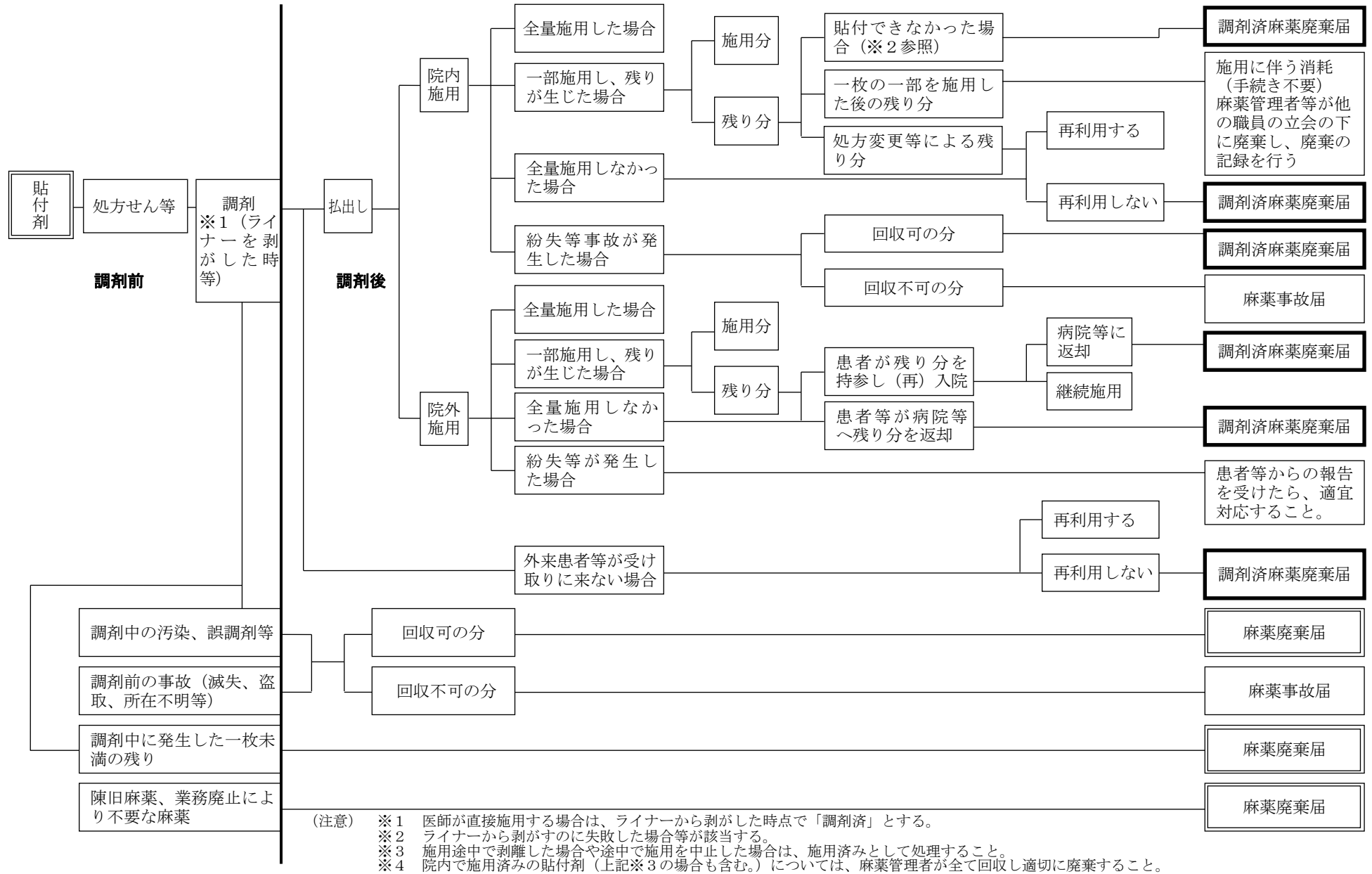


(図2) 院内施用の注射剤の場合

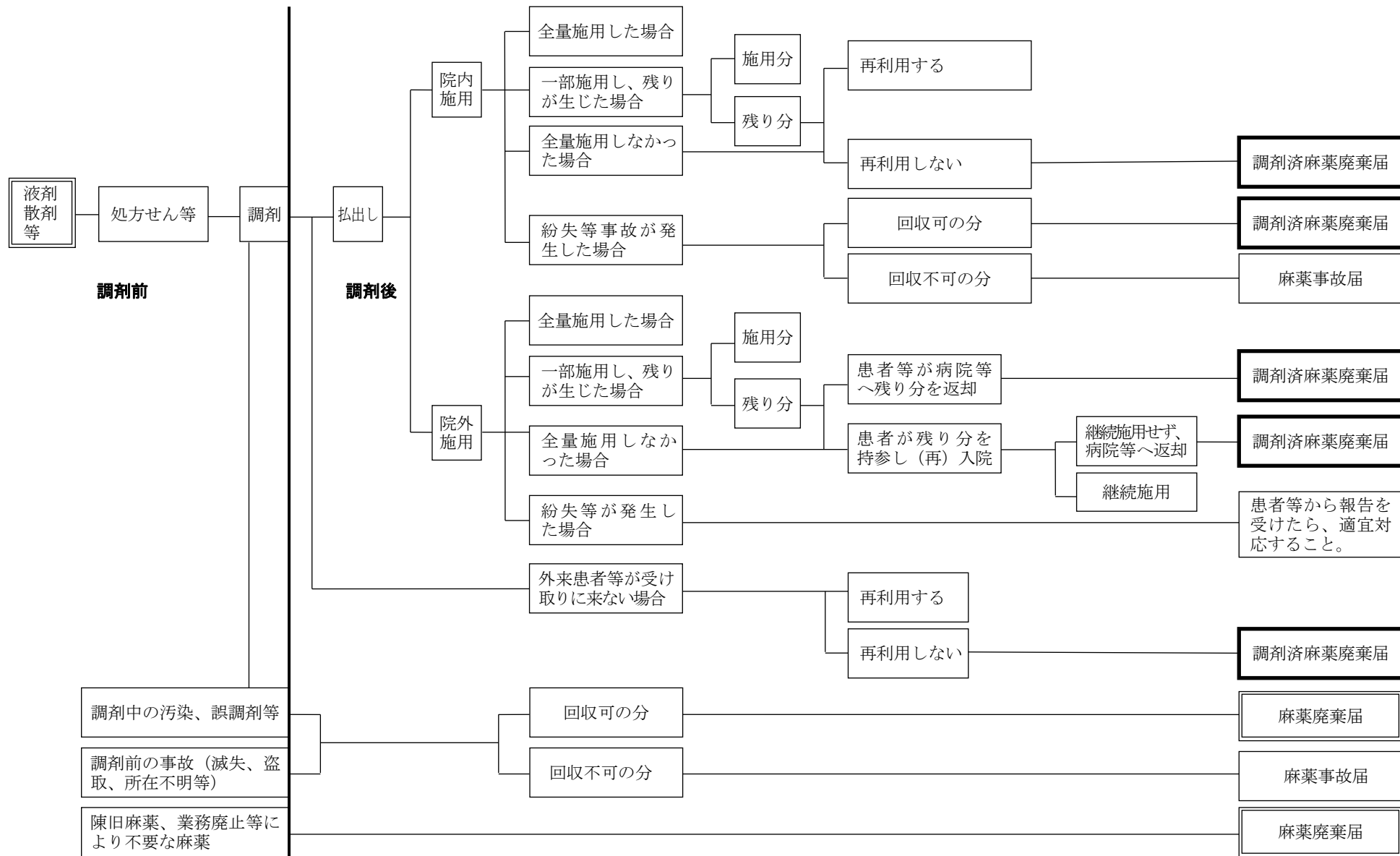


(図3) 院外施用の注射剤の場合

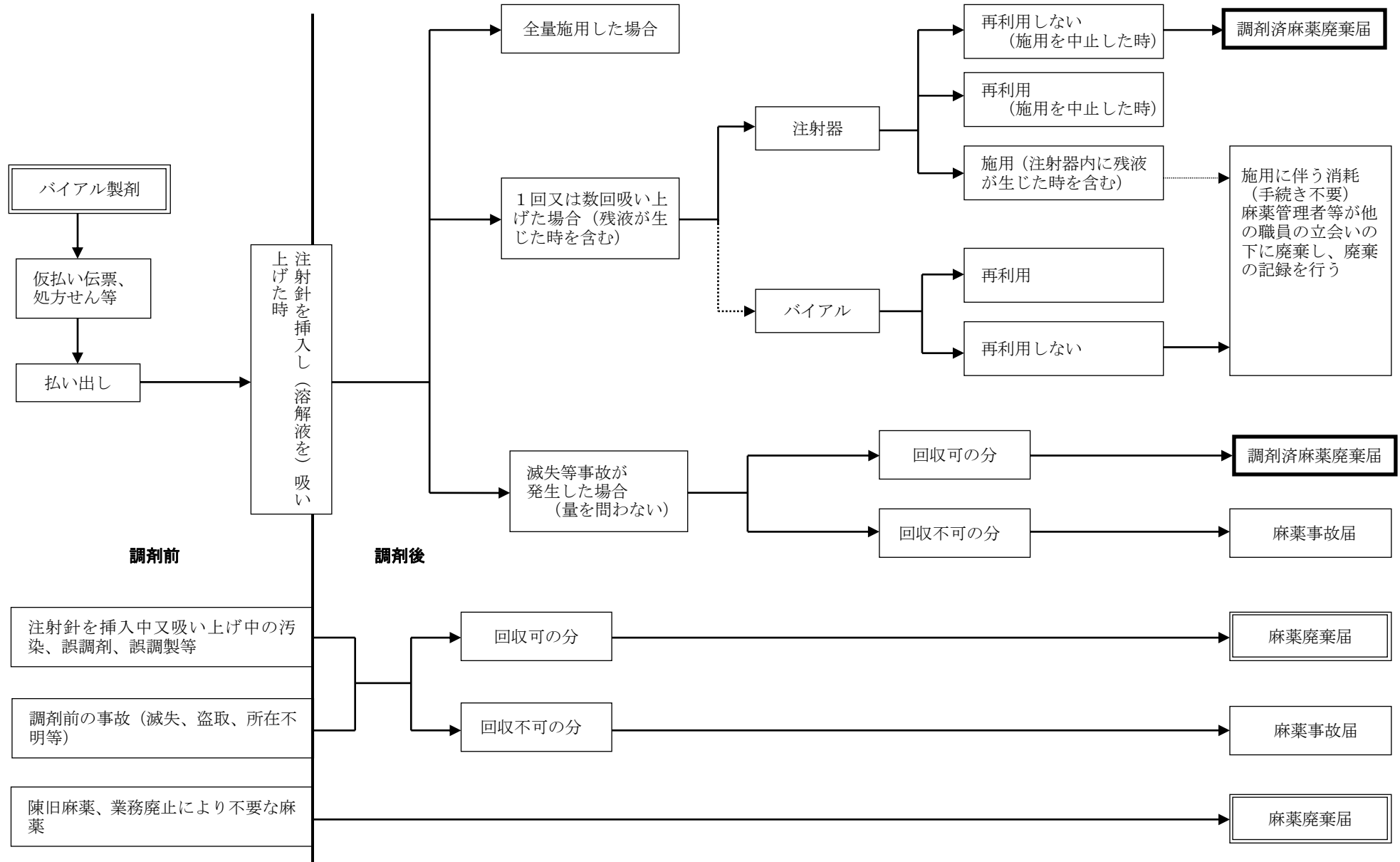
(連続注入器等) ※在宅患者に直接アンプル毎の交付はしないこと。



(図4) 貼付剤の場合



(図5) その他の場合
(液剤、散剤等)



(図6) バイアル製剤の場合

※各麻薬取扱施設において、麻薬廃棄の際に不明な点等がありましたら、医療薬務課又は最寄りの保健所までご照会願います。

麻 薬 廃 棄 方 法 一 覧

(「調剤済麻薬廃棄届」に関する場合に限りです)

品 名	廃 棄 方 法
アヘン末	水とともに下水に放流する。
アヘン散	水とともに下水に放流する。
アヘンチンキ	水とともに下水に放流する。
アヘン・トロン散 (ドーフル散)	水とともに下水に放流する。
アヘンアルカロイド塩酸塩 (オピアル、パンオピン)	水とともに下水に放流する。
アヘンアルカロイド塩酸塩注射液 (オピアル注射液、パンオピン注射液)	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。
アヘンアルカロイド・アトロピン注射液 (オピアト注射液、パンアト注射液)	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。
アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液 (オピスコ注射液、パンスコ注射液)	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。
弱アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液 (弱オピスコ注射液、弱パンスコ注射液)	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。
モルヒネ塩酸塩水和物 (塩酸モルヒネ)	水とともに下水に放流する。
モルヒネ塩酸塩錠 (塩酸モルヒネ錠)	粉碎して水とともに下水に放流する。
パシーフカプセル	水やお湯に入れカプセルが溶解したら、顆粒を乳鉢ですり潰して下水に放流する。
モルヒネ塩酸塩注射液 (アンペック注射液)	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。
プレペノン注シリンジ	プランジャー(押し子)を完全に押し切って、シリンジ内の残液を下水に放流する。
モルヒネ・アトロピン注射液 (モヒアト注射液)	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。

アンペック坐剤	<p>目安：アンペック坐剤1個＋温水量100ml以上 ＋家庭用液体台所洗剤1ml／温水100ml</p> <p>実例：アンペック坐剤20mg 5個を50～60℃の温水約500mlに入れ、これに家庭用液体台所洗剤約3mlを加えて、十分かき混ぜると坐剤は乳化状態になり、流しに廃棄することができる。</p>
オプソ内服液	<p>包装をカットして内服液を下水に放流する。</p>
MSコンチン錠	<p>熱水中に錠剤を入れ30秒間放置した後、棒状のもので錠剤を潰し攪拌する。</p> <p>次いで、この中に水を入れて冷却し、錠剤の溶解、崩壊を確認した後、下水に放流する。</p> <p>※MSコンチン錠の場合、熱水（60℃以上）で素錠は溶けるが、コーティング皮膜の方は熱水には溶けず、水に溶ける。このため、熱水中で一旦コーティング皮膜を棒状のもので壊し、素錠をほどほどに溶解または崩壊させた後、熱水を冷却してコーティング皮膜を溶解し廃棄する手順である。</p>
ピーガード錠	<p>①錠剤を37℃以上の温水（10ml／1錠）中に入れ、乳棒で2～3分軽く粉砕しながらかき混ぜる。</p> <p>②錠剤溶解後、約5倍量の水を加えて、上澄みを注意深く下水に放流した後、コーティング被膜を廃棄する。</p>
カディアンカプセル	<p>①カプセル剤を37℃以上の温水（10ml／1cap）中に入れ、崩壊するまで放置する。</p> <p>②内容物の放出が認められたら、カプセルが溶解するまでときどき攪拌する。</p> <p>③カプセルが溶解後、液を除去し、残留物（粒状）に5倍量のエタノール（95%）を加え、5～10分間攪拌する。</p> <p>※エタノールがない場合には、50～60℃の温水でペレットを湿らせて乳鉢粉砕し、最終的に製剤（粒）1gあたり10mlの温水を加えて乳棒で3～5分かき混ぜることにより、ペレットが崩壊し、硫酸モルヒネが溶解する。不溶性の皮膜は18号篩（目開き：850μm）で除去できる。</p> <p>※粒のままでは乳棒により粒がはじき飛ばされる現象が生じるため注意を要する。また、多量の場合も粉砕し難い。</p> <p>④白濁液に50～60℃の温水をエタノール量の4倍量加え、残存した粒が溶解するまで攪拌する。</p> <p>※以上の手順により、カプセル剤は液状となり、液は白濁しているが、硫酸モルヒネは完全溶解している。なお、ゼラチンカプセルの水に対する溶解性は、36℃以下で30分以上要するため、37℃以上の温水を用いる必要がある。消毒用エタノールを用いる場合は、95%の1.5倍量必要。</p> <p>⑤下水に放流する。</p>

カディアンスティック粒	<p>(1)エタノールがある場合</p> <p>①ペレット重量に対して5倍量のエタノール(95%)に、ペレットを添加し、5～10分間攪拌する。</p> <p>②攪拌後の白濁した液に50～60℃の温水をエタノール量の3倍量加え、残存したペレットが溶解するまで攪拌する。</p> <p>※以上の手順により、ペレットは液状となり、液は白濁しているが、硫酸モルヒネは完全溶解している。消毒用エタノールを用いる場合は、95%の1.5倍量必要。</p> <p>(2)エタノールがない場合</p> <p>50～60℃の温水でペレットを湿らせて乳鉢粉碎し、最終的に製剤(粒)1gあたり10mlの温水を加えて乳棒で3～5分かき混ぜることにより、ペレットが崩壊し、硫酸モルヒネが溶解する。不溶性の皮膜は、18号篩(目開き：850μm)で除去できる。※粒のままでは乳棒により粒がはじき飛ばされる現象が生じるため注意を要する。また、多量の場合も粉碎し難い。</p> <p>(1)若しくは(2)の処理後、下水に放流する。</p>
モルペス細粒	細粒をすりつぶして水とともに下水に放流する。
MSツワイスロンカプセル	カプセル剤を水中に入れ、5分程(目安)放置し崩壊させた後、内容物の顆粒の放出が認められたならば、乳鉢ですり潰して、水とともに下水に放流する。
エチルモルヒネ塩酸塩水和物 (塩酸エチルモルヒネ)	水とともに下水に放流する。
コデインリン酸塩水和物 (リン酸コデイン)	水とともに下水に放流する。
コデインリン酸塩散 10% (リン酸コデイン散 10%)	水とともに下水に放流する。
コデインリン酸塩錠 (リン酸コデイン錠)	粉碎して水とともに下水に放流する。
ジヒドロコデインリン酸塩 (リン酸ジヒドロコデイン)	水とともに下水に放流する。
ジヒドロコデインリン酸塩散 10% (リン酸ジヒドロコデイン散 10%)	水とともに下水に放流する。
複方オキシコドン注射液 (複方ヒコデノン注射液、パビナール注射液)	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。
複方オキシコドン・アトロピン注射液 (ヒコアト注射液、パビナール・アトロピン注射液)	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。
オキノーム散	水とともに下水に放流する。

オキシコンチン錠 オキシコドン錠 オキシコドン徐放錠	熱水中に錠剤を30秒間放置し、棒状のもので錠剤を潰し攪拌する。 次いで、この中に水を入れて冷却し、錠剤の崩壊を確認した後、下水に放流する。
オキシコンチン TR 錠	①錠剤を焼却する。 ②粘着力の強いガムテープなどで錠剤を包み、錠剤が見えない状態にして、通常の医薬品と同様に廃棄する。 (注意) ・乱用防止を目的とした製剤のため、水性溶媒中（水、エタノール、酸性又はアルカリ性水溶液）ではpHに関わらずゲル状になるので溶解による廃棄は行わないこと。 ・硬い製剤で破碎は困難なため、ミキサーを使用した廃棄は行わないこと（刃を傷めることがある）。
オキシコドン徐放カプセル	カプセル剤を水中に入れ、5分程（目安）放置し崩壊させた後、内容物の顆粒の放出が認められたならば、乳鉢ですり潰して、水とともに下水に放流する。
オキファスト注	アンプルをカットして注射液を下水に放流
メテバニール錠	粉碎して水とともに下水に放流する。
コカイン塩酸塩 (塩酸コカイン)	水とともに下水に放流する。
ペチジン塩酸塩 (塩酸ペチジン、オピスタン原末)	水とともに下水に放流する。
ペチジン塩酸塩注射液 (塩酸ペチジン注射液、オピスタン注射液)	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。
ペチロルファン注射液	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。
弱ペチロルファン注射液	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。
フェンタニル注射液	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。

デュロテップパッチ	<p>使用済み、未使用製剤とも麻薬管理者がすべて回収する。</p> <p>①未使用製剤の廃棄 (ライナーから剥がすのに失敗した場合等を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッチを焼却する。 ・焼却できない場合は、ゴム手袋を必ず着用し、ライナーを剥がし、粘着面を内側に二つ折りにした後、ハサミを用いて切れ目を入れるなどし、内容物（ゲル）を放流の上、パッチ本体は通常の医薬品と同様に廃棄する。 <p>※シュレッダーを使用した廃棄は行わない。 ※万が一、内容物（ゲル）が皮膚等に付着した場合には、その部分を流水で十分に洗い流すこと。 ※院外施用の場合は病院・薬局へ返却するよう患者等に指導する。 なお、返却された場合は上記方法により廃棄する。</p> <p>②使用済み製剤の廃棄 (施用途中で剥離した場合、途中で施用を中止した場合、貼付直後、上手く貼付できず剥がれた場合も含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッチの粘着面を内側にして貼り合わせた後、通常の医薬品と同様に廃棄する。 <p>※シュレッダーを使用した廃棄は行わない。</p>
デュロテップMTパッチ フェンタニル3日用テープ フェントステープ ワンデュロパッチ	<p>使用済み、未使用製剤とも麻薬管理者がすべて回収する。</p> <p>①未使用製剤の廃棄 (ライナーから剥がすのに失敗した場合等を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッチを焼却する。 ・焼却できない場合は、ライナーを剥がし、粘着面を内側に二つ折りした後、ハサミなどを用いて細断し、通常の医薬品と同様に廃棄する。 <p>※シュレッダーを使用した廃棄は行わない。 ※院外施用の場合は病院・薬局へ返却するよう患者等に指導する。 なお、返却された場合は上記方法により廃棄する。</p> <p>②使用済み製剤の廃棄 (施用途中で剥離した場合、途中で施用を中止した場合、貼付直後、上手く貼付できず剥がれた場合も含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッチ/テープの粘着面を内側にして貼り合わせた後、通常の医薬品と同様に廃棄する。 <p>※シュレッダーを使用した廃棄は行わない。</p>
イーフェンバツカル錠	<p>水で錠剤を溶解させた後、下水に放流する。 なお、廃棄する際には粉砕などの処理は行わないこと。 ※イーフェンバツカル錠は、発泡しながら溶解する。</p>
アブストラル舌下錠	<p>水に溶解後、下水に放流する。</p>
タラモナル静注	<p>アンプルをカットして注射液を下水に放流する。</p>

アルチバ静注用	バイアル内に残った注射液は、注射針で抜き取り、下水に放流する。 施用器具（シリンジなど）内に残った注射液は、下水に放流する。
メサペイン錠	水で錠剤を溶解・崩壊させた後に、下水に放流する
ケタラール静注用	(アンプル) アンプルをカットして注射液を下水に放流する。 (バイアル) バイアル内に残った注射液は、注射針で抜き取り、下水に放流する。 施用器具（シリンジなど）内に残った注射液は、下水に放流する。
タペンタ錠	①錠剤を焼却 ②粘着力の強いガムテープなどで錠剤を包み、錠剤が見えない状態にして、通常の医薬品と同様に廃棄する。 (注意) ・TRF製剤（改変防止製剤）のため、水性溶媒（水、エタノール、酸性水溶液など）では粘性のゲルとなり、溶解による廃棄は困難 ・破碎は困難なため、ミキサーを使用した廃棄は行わないこと（刃を痛めることがある）。
ナルサス錠	①焼却する。 ②熱水中に5分程（目安）おき、乳鉢ですりつぶす。しばらく放置したあと攪拌して、水とともに下水に放流する。
ナルラピド錠	①焼却する。 ②熱水中に5分程（目安）おき、乳鉢ですりつぶす。しばらく放置したあと攪拌して、水とともに下水に放流する。
ナルベイン注	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。

様式例

別記第 1 号様式
(第 1 条関係)



青森県収入証紙貼付欄 (消印しないこと。)
欄が足りない場合は、申請書余白又は裏面に貼付すること。

(担当者)
記入欄
証紙確認
 ¥ 3,900
 ¥14,600

現在の免許番号

麻 薬 者 免 許 申 請 書

麻 薬 業 務 所	所 在 地	〒 一			
	名 称				
麻薬施用者又は麻薬研究者にあつては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設	所 在 地	〒 一			
	名 称				
許 可 又 は 免 許 の 番 号	第 号	許 可 又 は 免 許 の 年 月 日	年	月	日
申請者(法人にあつてはその業務を行なう役員を含む)の欠格条項	(1) 法第51条第 1 項の規定により免許を取り消されたこと。	なし ・ あり 【 】			
	(2) 罰金以上の刑に処されたこと。	なし ・ あり 【 】			
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。	なし ・ あり 【 】			
	(4) 後見開始の審判を受けていること。	なし ・ あり			
備 考	医 ・ 歯 ・ 獣 ・ 薬 ・ 薬局 ・ 卸売				
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。					
年 月 日					
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)					
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)					
					印
青森県知事 殿					

(注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2. 許可又は免許の番号欄には、薬局開設者及び医薬品販売業者にあつては薬機法の規定による許可番号並びに許可年月日を、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師にあつては、医師等の免許の登録番号並びに年月日を記載すること。

診 断 書

氏 名

生年月日

年 月 日生

上記の者について、次のとおり診断します。

1 精神機能の障害

- 該当なし 専門家による判断が必要

専門家による判断が必要な場合において、診断名等を次の欄に記載すること。

診 断 名	
現に受けている 治療の内容	
現在の状況	

2 麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒

- なし あり

年 月 日

医療機関等の名 称

所在地

医 師 氏 名

印

麻薬

者免許証記載事項変更届

免許証の番号		第	号	免許年月日	(有効期限の始期) 年 月 日
変更すべき事項					
変	麻薬業務所	所在地			
		名称			
更	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)				
	氏名 (法人にあっては、名称)				
前	従たる施設	所在地			
		名称			
変	麻薬業務所	所在地	〒 -		
		名称			
更	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		〒 -		
	氏名 (法人にあっては、名称)				
後	従たる施設	所在地	〒 -		
		名称			
変更の事由及びその年月日		のため 年 月 日			
上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。					
年 月 日					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)					
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)					
青森県知事 殿					印

- (注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2. 免許年月日の欄には、免許有効期間の始期を記載すること。
 3. 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。

年 月 日

青森県知事

殿

遅延理由書

年 月 日、 により免許証記載事項に変更を生じ
ましたので、15日以内に届け出をしなければならないところ、
のために今日まで遅延いたしました。
今後注意をいたしますのでよろしくお願いいたします。

住所

氏名

印

別記第6号様式
(第6条関係)

青森県収入証紙2,700円貼付欄 (消印しないこと。)
欄が足りない場合は、申請書余白又は裏面に貼付すること。

(担当者)
記入欄
証紙確認
¥2,700

捨印

麻薬

者免許証再交付申請書

免許証の番号	第	号	免許年月日	(有効期限の始期) 年 月 日
麻薬業務所	所在地			
	名称			
氏名				
再交付の事由 及びその年月日	毀損 ・ 亡失 のため (該当するものに○) 年 月 日			
上記のとおり、免許証の再交付を申請します。				
年 月 日				
住 所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)				
氏 名 (法人にあつては名称)				
印				
青森県知事 殿				

麻 薬 者 業 務 (研 究) 廃 止 届

免 許 証 の 番 号	第	号	免 許 年 月 日	(免許有効期限の始期) 年 月 日
麻薬業務所	所在地			
	名 称			
氏 名				
業 務 (研 究) 廃 止 の 事 由 及 び そ の 年 月 日		のため 年 月 日 ※県外転出の場合：(転出先) _____		
<p>上記のとおり、業務（研究）を廃止したので、免許証を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 (法人にあっては、主 たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">届出義務者続柄</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>青森県知事 殿</p>				

- (注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2. 免許年月日の欄には、免許有効期間の始期を記載すること。

年 月 日

青森県知事

殿

住 所

届出義務者続柄

氏 名

㊟

免許の失効等による麻薬保有届

麻薬及び向精神薬取締法第36条第1項の規定により、麻薬の保有について下記のとおり届け出ます。

記

麻 薬 業 務 所	所 在 地			
	名 称			
麻 薬 取 扱 者 氏 名				
免 許 の 種 類	麻 薬 者	免 許 番 号	第 号	
免 許 失 効 等 の 事 由 及 び そ の 年 月 日	のため 年 月 日			
麻 薬 の 処 置	保有麻薬なし・廃棄・譲渡・その他 ()			
保 有 麻 薬	品 名	数 量	品 名	数 量

年 月 日

青森県知事

殿

住 所

届出義務者続柄

氏 名

印

免許の失効等による麻薬譲渡届

下記のとおり 年 月 日付で届け出た保有麻薬を譲渡したので、麻薬及び向精神薬取締法第36条第3項の規定により届け出ます。

記

麻 薬 業 務 所	所 在 地			
	名 称			
讓 渡 年 月 日				
保 有 麻 薬	品 名	数 量	品 名	数 量
讓 渡	麻薬業務所	所 在 地		
		名 称		
先	氏 名			
	麻薬取扱者氏名		麻薬 者 第	号

麻薬

者免許証返納届

免許証の番号		第	号	免許年月日	(有効期限の始期) 年 月 日
麻薬業務 所	所在地				
	名称				
氏名					
免許証返納の 事由及びその年月日		<input type="checkbox"/> 有効期間満了のため <input type="checkbox"/> 行政処分を受け、免許を取り消されたため <input type="checkbox"/> 亡失による免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したため <input type="checkbox"/> その他() 年 月 日			
<p>上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p>氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>青森県知事 殿</p>					

(注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2. 免許年月日の欄には、免許有効期間の始期を記載すること。

麻 薬 譲 渡 証

年 月 日

譲 渡 人 の 免 許 証 の 番 号		第 号	譲 渡 人 の 免 許 の 種 類		
譲渡人の氏名（法人にあつては、名称）			印		
麻 薬 業 務 所	所 在 地				
	名 称				
品 名		容 量	箇 数	数 量	備 考

麻 薬 譲 受 証

年 月 日

譲受人の免許証の番号		第 ※1 号	譲受人の免許の種類		※2
譲受人の氏名（法人にあつては、名称）		※3			印
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者※4		免許証の番号	第 号	氏名	印
麻 薬 業 務 所	所 在 地				
	名 称				
品 名		容 量	箇 数	数 量	備 考

注 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2. 余白には、斜線を引くこと。

（記載上の留意事項）

1. ※1、※2の欄—麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者にあつては記載の必要のないこと。
2. ※3の欄—譲受人は麻薬営業者（麻薬施用者、麻薬管理者及び麻薬研究者以外の麻薬取扱者）、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者であること。
3. ※4の欄—該当する麻薬免許の種類を○で囲むこと。

麻 薬 廃 棄 届

免 許 証 の 番 号	第 号	免 許 年 月 日	(有効期限の始期) 年 月 日
免 許 の 種 類		氏 名	
麻薬業務所	所 在 地		
	名 称		
廃棄しようとする麻薬 (※複数記載または別紙 使用も可能です)	品 名	数 量	
廃 棄 の 年 月 日			
廃 棄 の 場 所			
廃 棄 の 方 法			
廃 棄 の 理 由			
上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。 <div style="text-align: center;"> 年 月 日 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 届出義務者続柄 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> </div>			
青森県知事		殿	

(注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2. 免許年月日の欄には、免許有効期間の始期を記載すること。

※ 記載方法については、49 頁「麻薬の廃棄事務手続き」参照。(記載例 102 頁)

年 月 日

青森県知事

殿

執行者 麻薬業務所の所在地

名 称

氏 名

印

(麻薬

者：第

号)

立会者

所 属

職・氏名

印

所 属

職・氏名

印

麻薬廃棄完了報告書

年 月 日付けで廃棄届を提出した麻薬については、年 月 日
廃棄完了したので、立会者と連名のうえ報告します。

廃棄の場所

廃棄の方法

(注) 立会者の欄について、当該職員の所属する県の機関の名称、職及び氏名を記入すること。

調 剤 済 麻 薬 廃 棄 届

免 許 証 の 番 号	第 号	免 許 年 月 日	(有効期限の始期) 年 月 日
免 許 の 種 類		氏 名	
麻薬業務所	所 在 地		
	名 称		
廃 棄 し た 麻 薬 (※複数記載または別紙 使用も可能です)	品 名	数 量	廃 棄 年 月 日
			患 者 の 氏 名
廃 棄 の 方 法			
廃 棄 の 理 由			
<p>上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>青森県知事 殿</p>			

(注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2. 免許年月日の欄には、免許有効期間の始期を記載すること。

※ 記載方法については、49 頁「麻薬の廃棄事務手続き」参照。(記載例 103 頁)

麻 薬 事 故 届

免 許 証 の 番 号	第	号	免 許 年 月 日	(有効期限の始期) 年 月 日
免 許 の 種 類				
麻薬業務所	所 在 地			
	名 称			
事 故 が 生 じ た 麻 薬		品	名	数
				量
事 故 発 生 の 状 況 (事故発生年月日) (場所、事故の種類)		【事故の種類】 破損・蒸発・流失・焼失・盗取・所在不明・ その他（誤施用、誤調剤、無届廃棄、強奪、脅取、詐欺等） 【事故の状況】		
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。 年 月 日 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）				
青森県知事 殿				印

(注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2. 免許年月日の欄には、免許有効期間の始期を記載すること。

※ 記載方法については、37 頁「7. 麻薬事故」参照。(記載例 104、105 頁)

年 月 日

病院又は診療所の

所在地

及び

名称

医師氏名

印

麻 薬 中 毒 者 診 断 届

下記のとおり麻薬中毒者と診断したので、麻薬及び向精神薬取扱法第 58 条の 2 第 1 項の規定により届け出ます。

記

(ふりがな) 氏 名		男 ・ 女	年 月 日 (歳)
住 所			
診 断 年 月 日	年 月 日		
麻薬中毒症状 の 概 要			
備 考	病 名	入院・その他 ()	
	病 状		
	使用麻薬名及び 1 日 使用 量		
	使用 開 始 日	年 月 日	職 業
	そ の 他 連 絡 事 項		

- (注) 1. 備考欄には、がん、結核等の末期症状の患者に医療麻薬を連用して、麻薬中毒と診断したときに限り記入してください。
 2. がん、結核等の末期的症状以外で麻薬中毒と診断したときは、備考欄については記入の必要はないが、特に連絡事項があれば「その他連絡事項」欄に記入してください。
 3. 使用開始日欄には、当該疾病に対して麻薬を連用し始めた日を記入してください。

青森県知事

殿

年 月 日

病院又は診療所の

所在地

及び

名称

医師氏名

印

麻薬中毒者転帰届

下記のとおり転帰したので届け出ます。

記

(ふりがな) 氏名		男・女	年 月 日 (生 歳)
住 所			
病 名		中毒診断年月日	年 月 日
転 帰	死亡・転医・その他 ()	転帰年月日	年 月 日
転医の場合	所在地		
	医療機関名		
その他の場合	連絡先住所		
使用麻薬名 及び数量		使用期間	年 月 日から (麻薬中毒者診断届の使用開始日) 年 月 日まで
備 考			

(注) がん、結核等の末期的症状により医療麻薬を連用し、麻薬中毒者診断書を提出した患者について、死亡、転医等の転帰があった場合に届け出てください。

※ { 1. 麻薬卸売業者等からの譲受分
2. 患者等からの譲受分

麻 薬 年 間 報 告 書

年分

年 9 月 30 日 現在

青森県知事

殿

麻薬業務所の所在地

麻薬業務所の名称

氏名

印

免許の種類

麻薬

者

免許証番号

第 号

品名	単位	期初在庫	受入数量	払出数量	期末在庫	備考

※ いずれかに○印を付けてください。

麻薬譲渡確認書

年 月 日

麻薬を譲渡する麻薬小売業者の麻薬業務所	所在地				
	名称	④			
麻薬を譲受する麻薬小売業者の麻薬業務所	所在地				
	名称				
品名	容量	筒数	数量	備考	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

麻薬譲受確認書

年 月 日

麻薬を譲渡する麻薬小売業者の麻薬業務所	所在地				
	名称				
麻薬を譲受する麻薬小売業者の麻薬業務所	所在地				
	名称	㊞			
品名	容量	筒数	数量	備考	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。
- 3 在庫の不足のために麻薬を調剤することができなかった処方せんの写しを添付すること。

別記第 10 号の 2 様式（第九条の二関係）

麻薬小売業者間譲渡許可申請書

他の申請者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡したいので申請します。

年 月 日

譲渡人・譲渡先	①	麻薬業務所	所在地	〒 ー	捨印
			名 称		
		申 請 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	〒 ー	
			氏名（法人にあつては、名称）	印	
	②	麻薬業務所	所在地	〒 ー	捨印
			名 称		
		申 請 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	〒 ー	
			氏名（法人にあつては、名称）	印	
	③	麻薬業務所	所在地	〒 ー	捨印
			名 称		
		申 請 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	〒 ー	
			氏名（法人にあつては、名称）	印	
備 考			<input type="checkbox"/> 期間を限定した許可を希望します 年 月 日 ～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 年 1 月 1 日付け許可の申請		
担当者：			連絡先：		

青森県知事

殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 麻薬業務所欄及び申請者欄にそのすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。

(別紙様式 1)

譲渡人・譲渡先	①	麻薬業務所	所在地	〒	—	
			名称			
		申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	〒	—	
			氏名（法人にあつては、名称）			印
	②	麻薬業務所	所在地	〒	—	
			名称			
		申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	〒	—	
			氏名（法人にあつては、名称）			印
	③	麻薬業務所	所在地	〒	—	
			名称			
		申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	〒	—	
			氏名（法人にあつては、名称）			印
	④	麻薬業務所	所在地	〒	—	
			名称			
		申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	〒	—	
			氏名（法人にあつては、名称）			印



(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

麻薬小売業者間譲渡許可変更届

麻薬小売業者間譲渡許可年月日		年 月 日		許可番号	(有効期限の始期) 年 月 日	
変更・免許の失効を生じた麻薬業務所	変更前	麻薬業務所		所在地		
				名称		
		住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地			
		氏名	法人にあつては、名称			
	変更後	麻薬業務所名称				
		住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地		〒 ー	
		氏名	法人にあつては、名称			
	変更・免許の失効の事由 及びその年月日				のため 年 月 日	
	上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可を受けている麻薬業務所に変更・免許の失効を生じたので届け出ます。 年 月 日					
	①麻薬業務所名称 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称） 印					
②麻薬業務所名称 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称） 印						
青森県知事 殿						
担当者氏名：			連絡先☎：			



※（收受印 押印欄）

- (注意) 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者のすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

印

捨印

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

印

捨印

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

印

捨印

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

印

捨印

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

印

捨印

(注意)

1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記第 10 号の 4 様式（第九条の二関係）

麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届

麻薬小売業者間譲渡許可年月日		年 月 日		許可番号	(有効期限の始期) 年 月 日
追加する麻薬小売業者	麻薬業務所		所在地	〒 ー	
			名称		
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地		〒 ー	
	氏名	法人にあつては、名称			
<p>上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に他の麻薬小売業者を加える必要があるため届け出ます。他の申請者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡します。</p> <p>年 月 日</p> <p>①麻薬業務所名称</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 〒 ー</p> <p>氏名（法人にあつては、名称）</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>②麻薬業務所名称</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 〒 ー</p> <p>氏名（法人にあつては、名称）</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>③麻薬業務所名称</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 〒 ー</p> <p>氏名（法人にあつては、名称）</p> <p style="text-align: right;">印</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; padding: 5px; margin-left: auto; margin-right: auto;">※（收受印 押印欄）</div> <p>青森県知事 殿</p>					
担当者氏名：			連絡先☎：		



(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者のすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。
- 3 追加する小売業者については、追加する小売業者の欄を記入した上で、届出者欄についても必要事項を記入すること。

(別紙様式5)

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〒 —

氏名（法人にあつては、名称）

印

捨印

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〒 —

氏名（法人にあつては、名称）

印

捨印

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〒 —

氏名（法人にあつては、名称）

印

捨印

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〒 —

氏名（法人にあつては、名称）

印

捨印

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〒 —

氏名（法人にあつては、名称）

印

捨印

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

(別紙様式6)

捨印

麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書

麻薬小売業者間譲渡 許可番号		第 号	許可年月日	(有効期限の始期) 年 月 日
麻 薬 業 務 所	所 在 地			
	名 称			
再 交 付 の 事 由 及 び そ の 年 月 日		の ため 年 月 日		
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請します。				
年 月 日				
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）				
氏名（法人にあつては、名称）				印
青森県知事 殿				※（收受印 押印欄）
担当者氏名：		連絡先TEL：		

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 麻薬小売業者間譲渡許可書をき損した場合には、当該許可書を添付すること。

(別紙様式7)

麻薬小売業者間譲渡許可書返納届

麻薬小売業者間譲渡 許可番号	第 号	許可年月日	(有効期限の始期) 年 月 日
返納の事由			
<p>上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書を返納します。</p> <p>年 月 日</p> <p>麻薬業務所名称</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称） 印</p> <p>麻薬業務所名称</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称） 印</p> <p style="text-align: right;">※（收受印 押印欄）</p> <p>青森県知事 殿</p>			
担当者氏名：		連絡先☎：	



(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 届出者欄にそのすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。

様式記載例

県証紙

県証紙

県証紙

県証紙

県証紙は消印しない

申請する免許種別を記載

前免許番号

400000

麻薬 施用 者免許申請書

現在の麻薬免許番号を記載（新規は空欄）

麻薬業務所	所在地	青森市長島1-1-1		
	名称	青森県庁病院		
麻薬施用者又は麻薬研究者にあっては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設	所在地	なし		
	名称	なし		
許可又は免許の番号		第100000号	許可又は免許の年月日	H20年4月30日

医療法等の許可どおりに記載

複数の施設で麻薬を使用する場合に記載

医師免許証の番号・年月日
薬局の開設許可番号等を記載
（備考欄と同一の資格）

各欠格事項に該当しない場合は「なし」と記載

申請者（法人にあっては含む）の欠格条項を行なう役員を

- (1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。
- (2) 罰金以上の刑に処されたこと。
- (3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。
- (4) 後見開始の審判を受けていること。

なし
なし
なし
なし

備考 医・歯・獣・薬

上記のとおり、免許を受けたいので申請します。

H31年4月30日

該当する資格を○で囲む（医師、薬剤師、薬局等）

申請日（提出日）

住所

青森市第二問屋町4-11-6

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

病院等の所在地ではなく、申請者本人の住所を記載

青森 県太郎

青森印

（及び代表者の氏名）

青森県知事 殿

施用・管理・研究の場合は個人印（認印）

小売・卸売の場合は開設者が個人の場合は個人印、開設者が法人の場合は法人代表印

(注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とす
2. 許可又は免許の番号欄には、薬局開設者及び年月日を、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師

麻薬 **施用** 者免許証記載事項変更届

自分の免許種別を記載		号	第 400000 号	免許年月日	H 31 年 1 月 1 日
変更すべき事項		住所、従たる施設			
変	麻薬業務所	所在地			
		名称			
更	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		青森市第二問屋町 4-11-6		
	氏名 (法人にあつては、名称)				
前	従たる施設	所在地	なし		
		名称	なし		
変	麻薬業務所	所在地			
		名称			
更	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		青森市長島 1-100-1000		
	氏名 (法人にあつては、名称)				
後	従たる施設	所在地	青森市長島 1-1-1		
		名称	青森県庁診療所		
変更の事由及びその年月日		非常勤採用及び転居のため H31. 10. 1			
上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。					
H31 年 10 月 10 日					
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)					
青森市長島 1-100-1000					
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)					
青森 県太郎					
青森県知事		殿			

交付日でなく有効期間始期

変更が生じた欄のみ記載
それ以外は記載しない

変更が生じた欄のみ記載
それ以外は記載しない



- (注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2. 免許年月日の欄には、免許有効期間の始期を記載する。
 3. 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項について

個人の場合は個人印 (認印)
法人の場合は法人代表印

変更前の麻薬取扱者免許証を添付する

平成31年 10月 1日

青森県知事

殿

遅延理由書

変更が生じた年月日を記載

変更理由を簡単に記載
(転居、婚姻、就職、等)

平成31年 8月 1日、**転居**により免許証記載事項に変更を生じ

ましたので、15日以内に届け出をしなければならないところ、

手続き失念

のために今日まで遅延いたしました。

今後注意をいたしますのでよろしくお願いいたします。

遅延理由を簡単に記載
(失念、法知識不足、多忙、等)

住所 **青森市長島 1-100-1000**

氏名 **青森 県二郎**

青森 印

個人の場合は個人印(認印)
法人の場合は法人代表印

麻 薬 譲 渡 証

平成 31 年 10 月 1 日

譲渡人の免許証の番号		第 500000 号	譲渡人の免許の種類		麻薬卸売業者
譲渡人の氏名（法人にあっては、名称）		株式会社青森県庁卸 代表取締役 青森県十郎			<div style="border: 2px solid black; padding: 2px;"> 株式会社 青森県庁卸 青森支店 麻薬専用印 </div>
麻 薬 業 務 所	所在地	青森市長島 1-1-1			
	名称	株式会社青森県庁卸 青森支店			
品 名		容 量	筒 数	数 量	備 考
MS コンチン錠 10mg		PTP100T	2	200T	AA-12345678
デュロテップ MT パッチ 2.1mg		5 枚	3	15 枚	DD-98765432
以下余白					
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;"> 「以下余白」と記載するか、 余白部分に斜線を引く </div>		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;"> 複数規格がある場合は、 mg 数等まで記載 </div>		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;"> 外箱に記載されている 製品番号を記載 </div>	

会社の代表印
又は
麻薬専用印

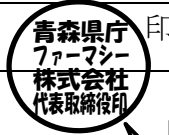
麻 薬 譲 受 証

平成31 年 10 月 1 日

譲受人の免許証の番号		第 150000 号	譲受人の免許の種類		麻薬小売業者
譲受人の氏名（法人にあっては、名称）		青森県庁ファーマシー株式会社 代表取締役 青森県四郎			青森県庁 ファーマシー 株式会社 代表取締役印
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者		免許証の番号	第	号	氏名
麻 薬 業 務 所	所在地	青森市長島 1-1-1			
	名称	青森県庁薬局			
品 名		容 量	筒 数	数 量	備 考
カティアンカプセル 20mg		PTP50cap	1	50cap	
モルヒネ塩酸塩水和物		5g	3	15g	
「以下余白」と記載するか、 余白部分に斜線を引く		複数規格がある場合は、 mg数等まで記載			

麻薬卸売・小売業者は記載不要

会社の代表印
又は
麻薬専用印



注 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2. 余白には、斜線を引くこと。
 (記載上の留意事項)

1. ※1、※2の欄—麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者にあつては記載の必要のないこと。
2. ※3の欄—譲受人は麻薬営業者（麻薬施用者、麻薬管理者及び麻薬研究者以外の麻薬取扱者）、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者であること。
3. ※4の欄—該当する麻薬免許の種類を○で囲むこと。

麻薬診療施設の開設者・麻薬研究施設の設置者は記載不要

麻 薬 譲 受 証

平成 31 年 10 月 1 日

譲 受 人 の 免 許 証 の 番 号 第 号 譲 受 人 の 免 許 の 種 類

譲受人の氏名（法人にあっては、名称）

青森県庁病院長 青森 長太郎

青森県
庁病院
長之印

診療施設の開設者名・印
（公的病院等の場合は
病院長名・印でも可）

譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者

免 許 証 の 番 号 第 300000 号 氏名

青森県之輔 印

麻 薬 業 務 所

所 在 地

青森市長島 1-1-1

名 称

青森県庁病院

診療施設・研究施設の場合は
麻薬管理者、施用者、研究者名・印

該当する免許を○で囲む

	容 量	筒 数	数 量	備 考
--	-----	-----	-----	-----

オフソ内服液 10mg

20 包

2

40 包

モルヒネ塩酸塩注射液 10mg

1ml×10A

3

30A

複数規格がある場合は、
mg 数等まで記載

「以下余白」と記載するか、
余白部分に斜線を引く

注 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2. 余白には、斜線を引くこと。

（記載上の留意事項）

- ※ 1、※ 2 の欄—麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者にあつては記載の必要のないこと。
- ※ 3 の欄—譲受人は麻薬営業者（麻薬施用者、麻薬管理者及び麻薬研究者以外の麻薬取扱者）、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者であること。
- ※ 4 の欄—該当する麻薬免許の種類を○で囲むこと。

麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第 10000 号	免許年月日	H 31 年 1 月 1 日
免許の種類	麻薬小売業者	氏名	青森県庁ファーマシー株式会社
麻薬業務所	所在地	青森市長島 1-1-1	
	名称	青森県庁薬局	
廃棄しようとする麻薬 (※複数記載または別紙 使用も可能です)	品名	数量	
	①フェントステーフ 1mg ②モルヒネ塩酸塩錠	2枚 3T	
廃棄の年月日	平成 31 年 10 月 1 日	保健所と日程調整後記載 又は 空欄のまま提出し、 余白に連絡先と担当者を記載	
廃棄の場所	調剤所流し		
廃棄の方法	①細断して廃棄、②粉碎して下水に放流		
廃棄の理由	①使用期限切れのため、②床に落下、汚染したため		

上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。

H31 年 9 月 1 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

青森市長島 1-1-0

届出義務者続柄

本人

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

青森県庁ファーマシー株式会社

代表取締役 青森 県四郎



青森県知事


殿

- (注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2. 免許年月日の欄には、免許有効期間の始期を記載すること。



※ 記載方法については、49 頁「麻薬の廃棄事務手続き」参照。


調 剤 済 麻 薬 廃 棄 届

免 許 証 の 番 号	第 400000 号	免 許 年 月 日	H 31 年 1 月 1 日	
免 許 の 種 類	麻薬施用者	氏 名	青森 県二郎	
麻薬業務所	所 在 地	青森市長島 1-1-1		
	名 称	青森県庁第2クリニック		
交付日でなく 有効期間始期				
廃 棄 し た 麻 薬 (※複数記載または別紙 使用も可能です)	品 名	数 量	廃 棄 年 月 日	
	患者の氏名			
	①フェントステーフ 1mg	2 枚	H31. 9. 10	青森 県一
	②オプソ内服液	3 包	H31. 9. 10	青森 県一
③オキファスト注	1A	H31. 9. 15	青森 県二	
廃 棄 の 方 法	①細断して廃棄、②、③下水に放流			
廃 棄 の 理 由	①、②患者死亡のため返納 ③アンフルカット後、施用前に医師の指示変更のため			
上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。 <div style="text-align: center; font-size: 1.2em; font-weight: bold;">H31 年 9 月 20 日</div> 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) <div style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.1em;">青森市長島 1-100-1000</div> 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) <div style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.1em;">青森 県二郎</div> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">  </div> 青森県知事 殿				

- (注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2. 免許年月日の欄には、免許有効期間の始期を記載すること。

麻 薬 事 故 届

交付日でなく
有効期間始期

免許証の番号	第 30000 号	免許年月日	H 31 年 1 月 1 日
免許の種類	麻薬管理者		
麻薬業務所	所在地	青森市長島 1-1-1	
	名称	青森県庁病院	
事故が生じた麻薬	品名	数	量
	モルヒネ塩酸塩注射液 10mg/1mL	1A	(減失量 : 0.2mL)
事故発生状況 (事故発生の年月日 場所、事故の種類)	<p style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">品名は省略せずに、規格まで正確に記載</p> <p>事故の種類：破損 H31.9.19 (13:00 頃)、2 階外科棟手術室で、看護師○○が、医師□□の指示で、患者△△の手術時の麻酔補助のため、モルヒネ塩酸塩注射液 10mg 1 アンフルを、注射筒に準備しようとして手に持ったところ、誤って床に落とし、アンフルが割れて麻薬薬液が床に流出した。 直ちに看護師○○は、看護師●●と共に、注射筒で薬液 0.8mL を床から回収したが、残りの 0.2mL は回収できず、ガーゼで拭き取った。薬液 0.8mL を回収した注射筒と薬液を拭き取ったガーゼはビニール袋に入れ、同日 13:30 頃、看護師○○が薬剤部の麻薬管理者◆◆に引き継いだ。 麻薬管理者◆◆は、薬液 0.8mL を回収した注射筒と薬液を拭き取ったガーゼを確認し、麻薬金庫に保管した。</p>		
<p>上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">H31 年 9 月 20 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 青森市長島 1-100-1000</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 青森 県之輔</p> <p style="text-align: center;">青森県知事 殿</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>			

- (注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2. 免許年月日の欄には、免許有効期間の始期を記載すること。

※ 記載方法については、31 頁「7. 麻薬事故」参照。



麻 薬 事 故 届

交付日でなく
有効期間始期

免許証の番号	第 100000 号	免許年月日	H 31 年 1 月 1 日
免許の種類	麻薬小売業者		
麻薬業務所	所在地	青森市長島 1-1-1	
	名称	青森県庁薬局	
事故が生じた麻薬	品 名	数	量
事故発生の状況 (事故発生の年月日 場所、事故の種類)	コテインリン酸塩水和物	0.2 g	
	<p>品名は省略せずに、規格まで正確に記載</p> <p>事故の種類：流失 H31. 10. 1 (10:00 頃)、薬局調剤室で、薬剤師〇〇が、医師□□が発行した患者△△の麻薬処方せんに基づいて調剤をするため、コテインリン酸塩水和物を電子天秤で 3.0g 秤量していたところ、床につまずき、手に持っていた秤量皿から麻薬散剤の一部が床に飛散した。 秤量皿に残った麻薬散剤を計量したところ 1.8g であり、直ちに薬剤師〇〇は、管理薬剤師●●と共に、ホウキとチリトリで麻薬散剤 1.0g を床から回収したが、残りの 0.2g については回収できなかった。 床から回収した 1.0g は汚染により再利用不可のため、ビニール袋に入れ麻薬金庫で保管し、後日麻薬廃棄届により廃棄予定。秤量皿に残った 1.8g については、汚染がないことを確認し、患者△△の麻薬処方せんの調剤に使用した。</p>		
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。			
<p>H31 年 10 月 1 日</p> <p>住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">青森市長島 1-1-0</p> <p>氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">青森県庁ファーマシー株式会社 代表取締役 青森 県四郎</p>			
青森県知事	殿		

事故の数量は、
滅失した量
(回収不能量)
を記載

品名は省略せずに、
規格まで正確に記載



(注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2. 免許年月日の欄には、免許有効期間の始期を記載すること。

※ 記載方法については、37 頁「7. 麻薬事故」参照。



<小売業者数4の場合の作成例>

申請麻薬小売業者業務所管の距離と時間

	薬局②	薬局③	薬局④
薬局①	距離：約 80m 移動方法：徒歩 移動時間：約 2分	距離：約 120m 移動方法：徒歩 移動時間：約 4分	距離：約 820m 移動方法：自転車 移動時間：約 5分
薬局②	/	距離：約 420m 移動方法：自転車 移動時間：約 3分	距離：約 380m 移動方法：徒歩 移動時間：約 11分
薬局③	/	/	距離：約 220m 移動方法：徒歩 移動時間：約 9分

【改訂内容】

- 1 県公所一覧表の修正
- 2 麻薬関係書類提出部数の修正
- 3 麻薬免許有効期間の修正
- 4 麻薬関係書類届出者及び捺印早見表の追加
- 5 麻薬専用印についての記載及び専用印例の追加
- 6 麻薬小売業者間譲渡許可関係項目の追加(本文及び麻薬関係各種手続一覧表への追加、様式の追加等)
- 7 麻薬年間報告記載例(患者からの譲受分)備考欄からの調剤済麻薬廃棄届に係る記載の削除
- 8 麻薬卸売業者一覧表の修正
- 9 麻薬製品一覧表の修正
- 10 麻薬廃棄方法一覧の修正
- 11 麻薬事故届(アンプル剤)記載例の修正(事故が生じた麻薬数量への減失量の併記と吹き出し修正)
- 12 その他文章・文言等の修正、日付の修正等

【改訂年月日】

平成31年2月21日 青医第1694号

